

久慈市復興計画

～ 新たな視点による 新たなまちづくり ～



平成 23 年 7 月

久慈市

はじめに

本年3月11日、14時46分頃、三陸沖を震源とした国内観測史上最大規模となるマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北地方から関東地方に及ぶ広い範囲で、長く強い揺れを観測しました。

また、太平洋沿岸を中心に大きな津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害がありました。本市においても8.6m、遡上高では27m程度の津波となり、住宅や工場などが甚大な被害を受けたところであります。

政府は、この地震、津波やその後の余震による一連の災害を「東日本大震災」と命名しました。

この未曾有の大震災から4か月以上が経過しました。改めて、犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、震災直後から国、県、他の市町村、関係機関、ボランティアの皆様をはじめ、全国から心温まるご支援をいただき、深く感謝申し上げます。改めて、人と人との絆、支え合う心の大切さを認識したところであります。

本市は、津波の規模が大きく浸水面積が広かったにもかかわらず、他地域に比べ人的被害が少なかったことから、他の市町村に先駆けて復興への一步を踏み出し、復興のモデル地域としての役割を果たしていくことが大切だと考えており、震災の日から5か月以内を目途に復興計画の策定を進めてまいりましたが、この度、市民の皆様や関係機関などからの貴重な意見を参考とさせていただき、本計画を策定することができました。

当市の復旧は着実に進み、市民の生活は震災前の状況に戻りつつあると認識しております。しかしながら本格的な復興はこれからであり、その道のりにおいては幾多の困難も予想されますが、1日でも早く復興を成し遂げ、更なる飛躍につなげてまいりたいと考えております。

つきましては、今後も市民の皆様をはじめ、国、県、関係機関のご協力とご理解をお願い申し上げ、結びとさせていただきます。

平成23年7月

久慈市長 山内 隆文

目 次

第1章 計画の概要	1
第2章 計画の基本理念	3
第3章 計画の体系	5
第4章 まちづくりの土地利用方針	8
第5章 重点プロジェクト	
第1節 プロジェクトI 「生活を再建する」	15
第2節 プロジェクトII 「水産業を復興する」	25
第3節 プロジェクトIII 「交流人口を拡大する」	34
第4節 プロジェクトIV 「災害に強いまちづくりを進める」	39
第5節 プロジェクトV 「再生可能エネルギー等に取り組む」	56
久慈港周辺における防災関連施設等の将来像	62
附属資料 被災・対応状況等	63

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード「9.0」の「東日本大震災」は、沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

当市においても、死者4人、行方不明者2人、負傷者8人のほか、住宅、事業所等の全壊など、甚大な被害を受けました。

特にも、沿岸部を襲った大津波により、漁船の流失、水産施設の全壊など、水産業は壊滅的な被害を受け、漁業関係者は、明日を生きる術を失い、悲嘆に暮れています。

この計画は、市民がこの壊滅的な被害から一日も早く立ち直り、明日への希望を失わずに前進していくためへの羅針盤とするため策定するものです。

2 計画の役割

(1) 復興を計画的に進める

この計画は、一日も早い復興を実現させていくために、様々な事業と多額の事業費が必要になることから、その復興に向けての指針とするものです。

(2) 被災した市民等へ安心を与える

この計画は、市民や事業者の不安を少しでも解消し、明日への希望を持てるものとするものです。

(3) 総合計画との関係

この計画にある「基本理念、施策、事業等」は、久慈市総合計画に連動することにより、一体となって調整が図られるものです。

(4) 国・県の復興計画との関係

この計画と国や県がそれぞれ策定する復興計画との連動性を担保するため、実施計画のローリング¹時にその調整を図ります。

¹ 3年間の実施計画について、財政環境等の変化を踏まえて2年目以降の計画の内容を点検し、対象期間を1年後ろにずらした新たな3年間の実施計画を策定する方式。

3 計画の期間

この計画は、平成 23 年度（2011 年度）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とする 10 カ年計画とします。

また、復興までの目標期間を次の復旧期、復興期及び飛躍期の 3 段階に分けて、着実な取組を進めます。

(1) 復旧期 平成 23 年度から平成 25 年度まで

各種復旧事業により、生活基盤の再生に取り組む期間。

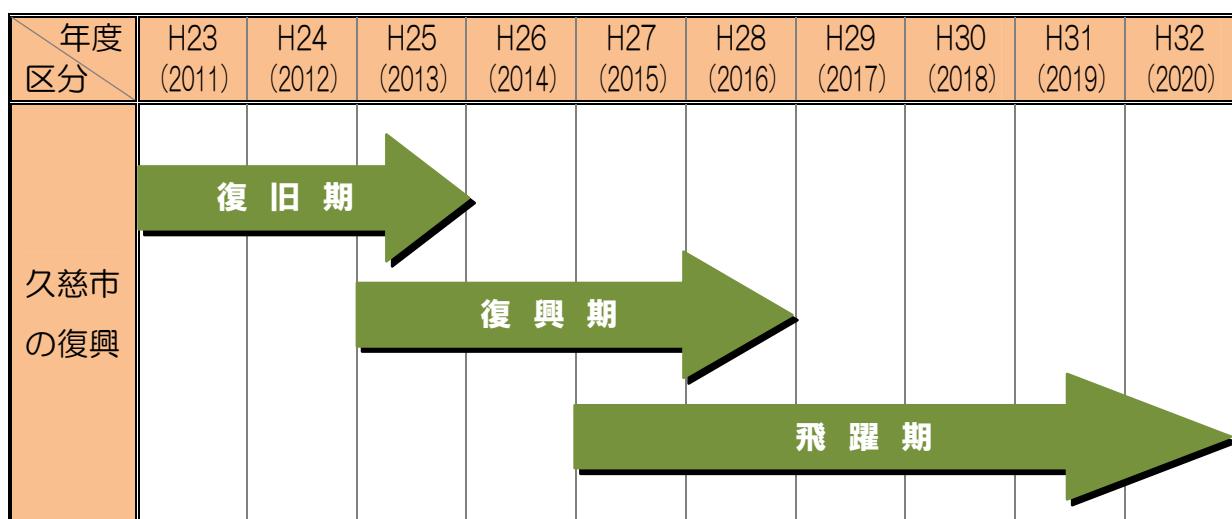
(2) 復興期 平成 25 年度から平成 28 年度まで

復旧期における取組がほぼ完了に近づくとともに、復旧事業によって再生された基盤に基づいて復興に向けた取組が行われる期間。

(3) 飛躍期 平成 27 年度から平成 32 年度まで

復興の取組を結実させ、新たな魅力と活力に満ちたまちづくりに向かって、諸事業を実現、推進していく期間。

【復興計画の期間】



4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、毎年度、向こう 3 年間の実施計画を策定し、久慈市総合計画後期基本計画の実施計画と併せて、計画の適切な進行管理を行います。

第2章 計画の基本理念

1 計画の目標

本市は、雄大な自然と美しい景観に恵まれ、その豊かな環境の下で、家族はもとより、地域の「ひと」と「ひと」とが互いに支え合いながら、その「絆」を大切にし、先人たちが築き上げてきた文化・風土を守るとともに、ソフト・ハード両面にわたる防災機能の強化を図ってきました。

しかし、このたびの「東日本大震災」による大津波の猛威は、尊い生命・財産を始め、多くのものを私たちから奪い去ってしまいました。

もう一度、家族が、地域が、そして市全体が、この豊かな三陸の海をはじめとする自然を背景にしながら復興を進めることは、単に被災前の本市の状況を取り戻すことだけではなく、災害に強いまちに築き上げるなど、これまで以上の本市を築き上げるものでなくてはなりません。

災害に負けず、一日も早く立ち直り、本市を復興させることが、不幸にしてこの度の災害で犠牲となられた方や、幾多の困難を乗り越えた先人たち、あるいは明るい未来が来ることを信じる次世代の子どもたちに対する、今を生きる私たち市民に課せられた大きな責務であると考えます。

そのためには、従来の観念にとらわれない自由な発想と新しい視点が必要となってきます。

のことから、計画の目標を次のように設定します。

「**新たな視点による 新たなまちづくり**」

2 計画の視点

この計画は、1に掲げる「計画の目標」を実現させるため、次の基本的な視点に立ち、取組を進めます。

- (1) 被災した市民の暮らしを再建するため、雇用の維持・確保に努めるとともに、企業等の再建も支援することによって、市民が安心して生活できるまちを目指します。
- (2) 甚大な被害を受けた水産業を立て直し、併せて農林業への更なる取組も進めるこことにより、他地域にも貢献し得る食料供給基地としての役割を担えるまちを目指します。
- (3) 食の安全・安心に取り組み、生産者と消費者との交流を進めることによって、本市の持つ海・山・里の良さを他地域に積極的に発信し、本市がその交流拠点のモデル地域としての役割を担えるまちを目指します。
- (4) 災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化と防災施設の整備を図り、防災拠点都市として機能を備えることによって、本市が他地域のモデル地区としての役割を担えるまちを目指します。
- (5) これまでのエネルギー政策の中心を占めてきた化石燃料と原子力発電の双方に依存し過ぎないために、再生可能なエネルギーである自然エネルギー、リサイクルエネルギー等の研究、取組を積極的に進め、他地域にも貢献し得る再生可能エネルギー²等の活用・供給拠点としての役割を担えるまちを目指します。

² 適切に利用すれば、利用する以上の速度で自然に再生し、将来にわたって持続的な利用が可能なエネルギー。例として水力、風力、太陽光、太陽熱、地熱などがある。

第3章 計画の体系

本市の復興の実現を図るため、計画の視点に基づき、この計画を先導する次の5つのプロジェクトを設定し、事業の推進を図ります。

(1) プロジェクトⅠ 「生活を再建する」

被災した市民の暮らしを再建するため、雇用の維持・確保に努めるとともに、企業等の再建も支援することによって、市民が安心して生活できるまちを目指します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 生活支援の充実 | ② 雇用機会の創出と就業支援 |
| ③ 企業等への再建支援 | ④ 内発型産業の振興 |
| ⑤ 保健、医療、福祉の充実 | |

(2) プロジェクトⅡ 「水産業を復興する」

甚大な被害を受けた水産業を立て直し、併せて農林業への更なる取組も進めることにより、他地域にも貢献し得る食料供給基地としての役割を担えるまちを目指します。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 水産施設等の再建 | ② 漁船、漁具等の整備 |
| ③ つくり育てる漁業の推進 | ④ 漁港等の整備 |
| ⑤ 農林業の振興 | |

(3) プロジェクトⅢ 「交流人口を拡大する」

食の安全・安心に取り組み、生産者と消費者との交流を進めることによって、本市の持つ海・山・里の良さを他地域に積極的に発信し、本市がその交流拠点のモデル地域としての役割を担えるまちを目指します。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 生産者と消費者との交流推進 | ② 体験型教育旅行等の推進 |
| ③ 観光産業の振興 | |

(4) プロジェクトIV 「災害に強いまちづくりを進める」

災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化と防災施設の整備を図り、防災拠点都市として機能を備えることによって、本市が他地域のモデル地区としての役割を担えるまちを目指します。

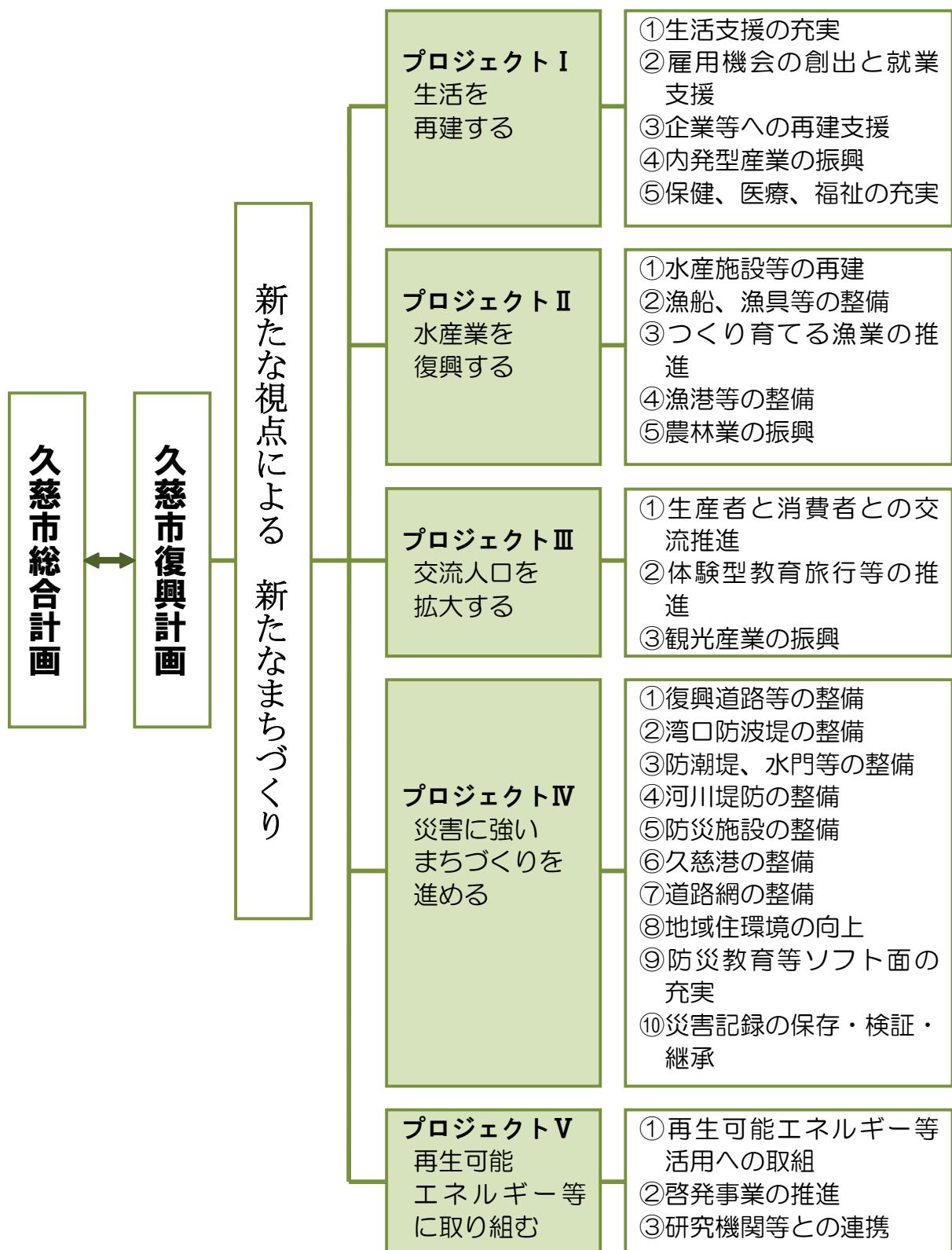
- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 復興道路等の整備 | ② 湾口防波堤の整備 |
| ③ 防潮堤、水門等の整備 | ④ 河川堤防の整備 |
| ⑤ 防災施設の整備 | ⑥ 久慈港の整備 |
| ⑦ 道路網の整備 | ⑧ 地域住環境の向上 |
| ⑨ 防災教育等ソフト面の充実 | ⑩ 災害記録の保存・検証・継承 |

(5) プロジェクトV 「再生可能エネルギー等に取り組む」

これまでのエネルギー政策の中心を占めてきた化石燃料と原子力発電の双方に依存し過ぎないために、再生可能なエネルギーである自然エネルギー、リサイクルエネルギー等の研究、取組を積極的に進め、他地域にも貢献し得る再生可能エネルギー等の活用・供給拠点としての役割を担えるまちを目指します。

- ① 再生可能エネルギー等活用への取組
- ② 啓発事業の推進
- ③ 研究機関等との連携

計画の体系図



第4章

まちづくりの土地利用方針

1 住民の意向把握について

東日本大震災の津波により浸水し、住宅等に被害があった夏井町大崎、久慈湊、長内町元木沢、長内町玉の脇、長内町大尻、宇部町久喜、宇部町小袖の各地区については、住民と行政とが津波対策の基本的な考え方を情報共有しながら、今後のまちづくりの土地利用方針を検討していくことが重要です。

そのための手段として、市では、被災された住民の方々に対してアンケート調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

(1) 集計状況

各地区の集計状況は、表-1に示すとおりです。

表-1 集計状況

地区名	対象数	回収数	回収率【%】
夏井町大崎	53	50	94.3
久慈湊	130	108	83.1
長内町元木沢	113	113	100.0
長内町玉の脇	13	13	100.0
長内町大尻	2	2	100.0
宇部町久喜	24	22	91.7
宇部町小袖	1	1	100.0
合計	336	309	92.0

(2) 属性について

図-1は、調査全体の年代を示しており、40代以下が3割程度であり、50代と60代で過半数近くを占め、高齢世帯が多くなっていることが分かります。

図-2は、調査対象全体における10年間隔で区別した居住年数を示しています。全体では、各年数の区分において10%台の値となり、大きな隔たりは見られません。しかし、各地区の居住年数を見ると、久慈湊地区と久喜地区では、50年以上の居住年数を占める割合が高く、特に久喜地区では5割を占めています。また、玉の脇地区では、20年から30年までの居住年数が高くなっています。地区によってその傾向が異なることが分かります。

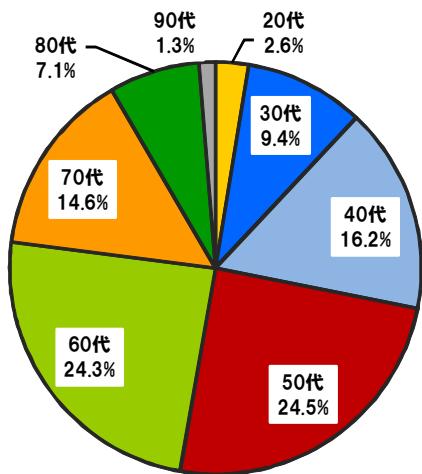


図-1：調査対象全体の年代

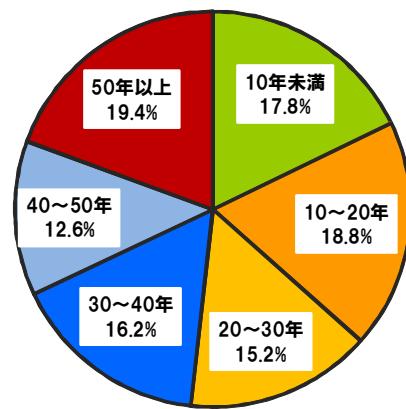


図-2：調査対象全体の居住年数

図-3は、調査対象全体での世帯主の職業を示しています。会社員と回答した割合が3割弱を占めています。また、無職と回答した割合が4割近くになっていて、退職後の高齢者世帯が多いことが予想されます。

図-4は、調査対象全体での家の形態を示しており、約8割が持ち家となっています。

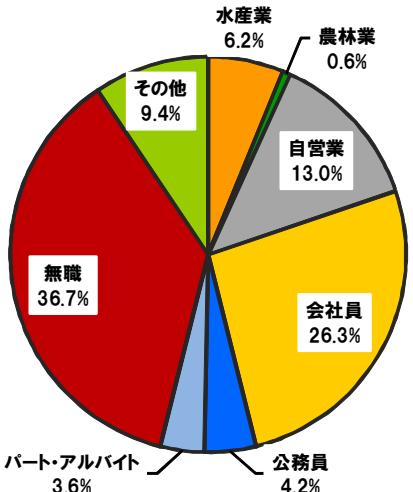


図-3：調査対象全体の世帯主の職業

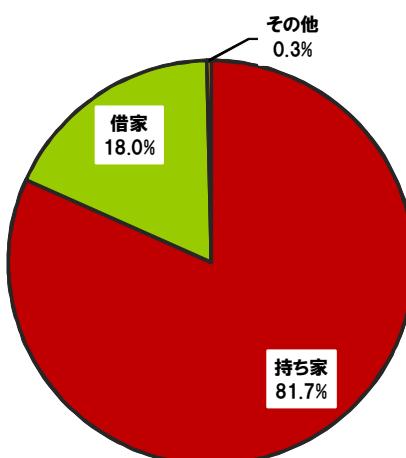


図-4：調査対象全体の家の形態

図-5は、被災状況の程度を示しており、半壊（床上浸水）の被害が最も多く、約4割を占めています。次に、一部損壊（床下浸水）が多く、3割弱を占めています。被害状況は、地区ごとに異なっていて、玉の脇地区と久喜地区では、全壊している割合が非常に高くなっています（玉の脇地区：84.6%、久喜地区：63.7%）。一方、元木沢地区では、半壊の割合が高く、約7割を占めています。

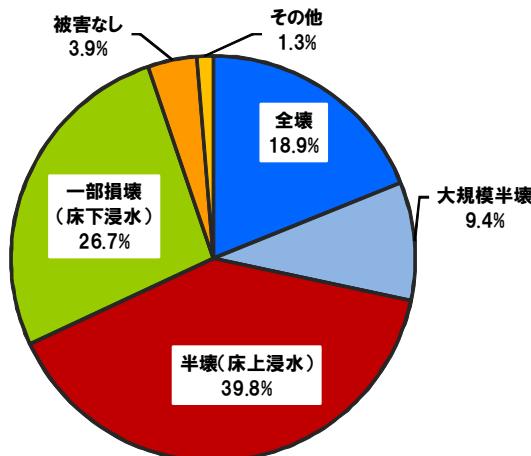


図-5：調査対象全体の被害状況

(3) 震災前と同じ場所に住む場合

震災前と同じところに住むことになった場合、どのような対策を希望するかを示しているのが図-6になります。

これを見ると、今回の津波を防ぐことができる大規模な津波防災施設を望むと回答した割合が、約6割を占めています。これを地区ごとに見ると、久慈湊地区と玉の脇地区では、防ぐべき津波に対する考え方が半々に分かれています。その他地区では、概ね今回の津波を防ぐ防災施設を望んでいる結果となっています。いずれにしても、住民は、既存の防潮堤などを嵩上げした対策を望んでいる結果となっています。

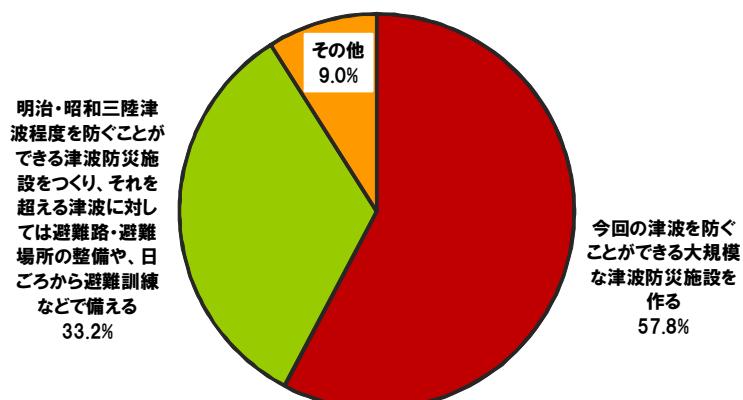


図-6：将来の津波の危険性に対して何を希望するかについて

しかしながら、津波防災施設が完成するまでには多額の事業費とある程度の期間が必要となることから、「大きな地震の揺れを感じたらすぐに逃げる」という意識が非常に重要となってきます。次の図-7は、これに関する意識を質問したものであり、9割以上の人人がすぐ避難すると回答しています。

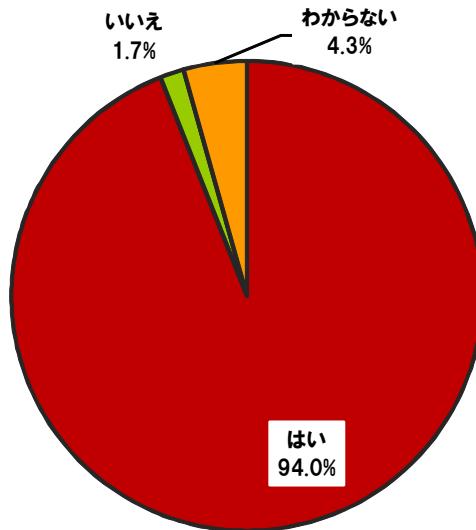


図-7：大きな地震の揺れを感じたらすぐに避難するかについて

(4) 震災後の住居について

高台など、安全な場所に移転する場合を想定したとき、最も重要な条件は何かについて質問した結果を図-8に示しています。その条件としては、家屋建築費の補助が約4割を占める結果となっています。ただし、久喜地区に限っては、土地の交換を希望する割合が6割弱を占めており、地区や世帯などによって考え方方が異なっている状況になっています。

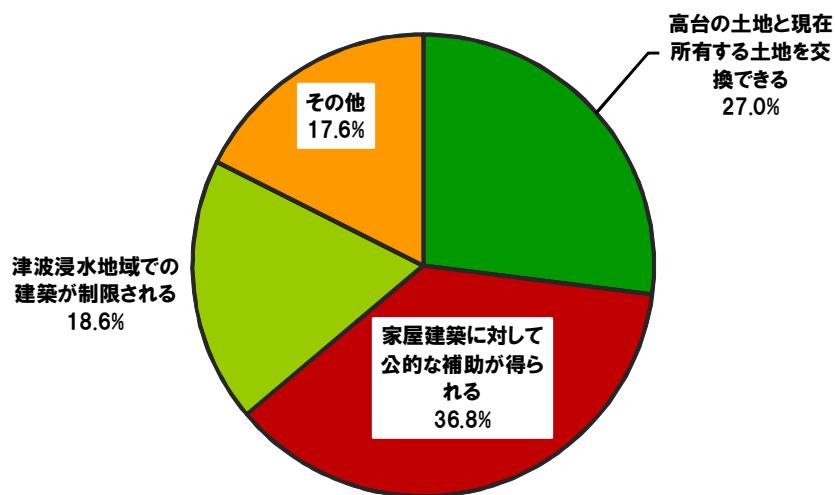


図-8：高台へ移転するための最も重要な条件

次の図-9は、新しい地域での近所付き合い（コミュニティ）をどのように考えているかを示したものです。新しい地域に移転した場合、コミュニティは移転先で新しく築き上げると回答した割合が6割を占めており、これまで住んでいたコミュニティに強い執着心はないという結果となっています。ただし、久慈湊地区や久喜地区では、これまでのコミュニティを継続できるような移転を望むと回答した割合が4割強となっており、一概に新しい地域でのコミュニティを構築したいと考えているわけでないと考えられます。

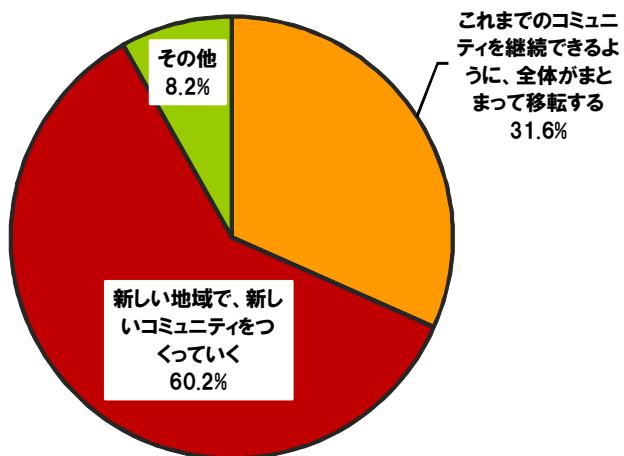


図-9：新しい地域での近所付き合い（コミュニティ）について

最後に、震災前と同じ場所に住む考え方、あるいは高台に移転したいかのどちらを希望するかを質問した結果が、次の図-10となります。6割強が震災前と同じ場所に住むことを希望しています。

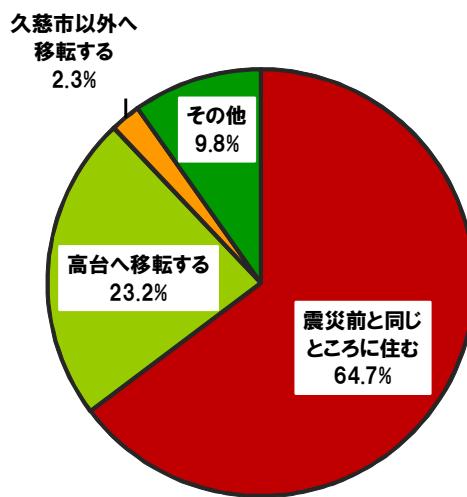


図-10：震災前と同じ場所あるいは高台に移転のどちらを希望するかについて

また、この質問を被災地域ごとに見た結果は、次のとおり（母数が少ない大尻地区と小袖地区は除く。）となっていますが、対象となる母数が少ない地区以外では、玉の脇地区と久喜地区で高台に移転したいと回答した世帯数が、震災前と同じところに住むと回答した世帯数を上回っています。

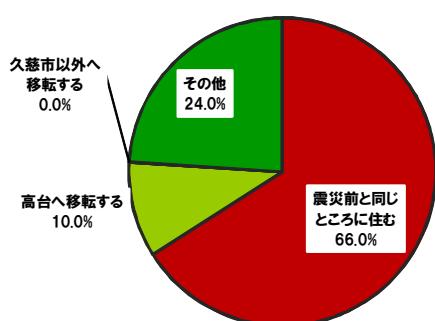


図 10-1: 夏井町大崎

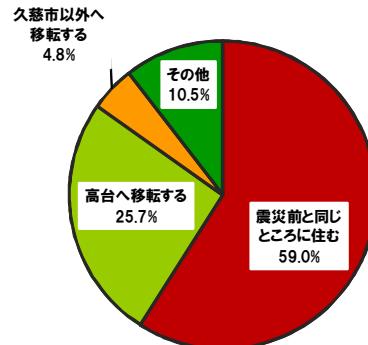


図 10-2: 久慈湊

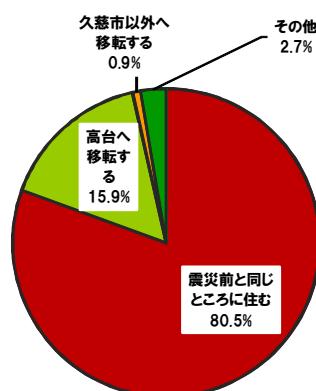


図 10-3: 元木沢

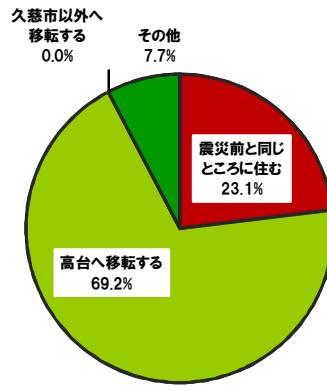


図 10-4: 玉の脇

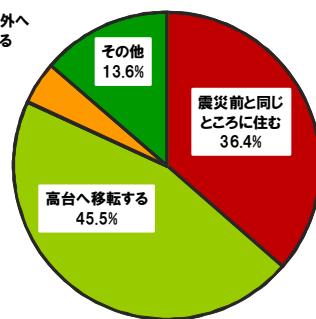


図 10-5: 久喜

2 今後の土地利用の方向性について

上記1の住民アンケートの結果からも分かるように、住民の多くは震災前と同じところに住みたいという結果となっています。これは、長年住み慣れた土地や地域に対する愛着があるためと考えられます。今後のまちづくりを進めるに当たっては、この住民の意向を基本に検討していくことが、最も重要であると考えます。

しかしながら、地区によっては移転を希望する割合が多いところもあり、そのような地区においては、今後においても、話し合いや意見交換を十分に行った上で、住民の合意形成が図られた場合は、集団移転について検討する必要があると考えます。

その上で、今後のまちづくりの土地利用の基本的な方向性は、次のように考えます。

(1) 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本とする

その理由としては、次のとおりです。

- ア アンケート結果でも震災前と同じ場所に住むことを望んでいる人が一番多い。
- イ 震災後においても、地域のコミュニティは崩壊しておらず、維持されている。
- ウ アンケート結果から、まとまって移転することは難しいと考えられ、地域コミュニティの衰退を招かないようにする必要がある。

(2) 津波防災施設の整備を進める

今回の津波に関しては、防潮堤や河川堤防、そして整備途中の湾口防波堤などの津波防災施設が、津波到達時間を遅らせる効果、浸水の深さを下げる効果、津波エネルギー（流速）を減衰する効果があったと考えられており、これらの整備や嵩上げを推進し、安全・安心なまちづくりを進めます。

(3) ソフト対策を進める

しかし、いくら津波防災施設などのハード整備が進んでも、それで完全というものではありません。最終的に自分の命を守るのは自分自身であり、今後、すべての市民がこのことをしっかりと認識し、行動していくことが重要です。そのためにも、防災教育や津波避難訓練など、ソフト面の充実を図ります。

(4) 住宅再建への支援

被災した住宅を再建する場合には、現行制度や国・県で現在検討している各種支援制度と連動を図りながら支援していきます。

以上のように、今後のまちづくりの土地利用方針は、震災前と同じ場所でのまちづくりを基本とします。そのためには、ハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防災型のまちづくり」を進めます。このことによって、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考え方により、安全・安心なまちづくりを図ります。

第5章

重点プロジェクト

第1節 プロジェクトI 「生活を再建する」

①生活支援の充実

課題

- 震災により生活基盤や職を失った被災者への生活資金面での支援が必要となっています。
- 津波により多数の住宅が被害を受けており、被災者が安心して暮らせる住環境の整備や住宅再建に向けた資金面等での支援が必要となっています。
- 既存の住宅ローン等が残っている状態で新たな債務が重なる二重債務の解消が大きな課題となっています。
- 被災者の様々なニーズに対応するため、総合的な相談窓口での対応が必要となっています。
- 地域コミュニティの拠点となる集会施設（類似公民館）が損壊し、早期の復旧が求められています。

取組み

- 被災者生活再建支援制度等の各種支援制度や貸付制度により、被災者の生活を支援します。
- 応急仮設住宅、公営住宅等での生活を支援します。
- 被災者の住宅再建に向けて支援します。
- 二重債務の解消に向けて、国や県に支援制度の創設・充実を求めます。
- 被災者の生活再建や悩み等を解決する手助けとなるよう、総合相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。
- 損壊した類似公民館認定施設の整備を支援します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
被災者生活再建支援金支給事業	国・県・市	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する支援金の支給	復旧期 復興期
災害援護資金貸付事業	市	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対し、生活再建資金を貸し付け	全期間
被災者総合相談所事業	市	消費生活センター内に、被災者総合相談所を開設	復旧期
災害義援金・見舞金支給事業	県・市	被災者に対し、災害義援金・見舞金を支給	復旧期
生活福祉資金（特例措置）貸付事業	社会福祉協議会	被災世帯に対し、資金の貸付を実施	復旧期
母子寡婦福祉資金貸付事業	国・県	被災した母子家庭や寡婦に対する住宅資金の貸付限度額拡大、住宅資金・事業開始資金・事業継続資金の措置期間延長	全期間
年金等担保貸付事業	(独)福祉医療機構等	厚生年金、国民年金、労災年金等を担保に、居住関係費、教育費、事業資金等を貸付	全期間
二重債務解消事業	国・県	復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援を国・県に要望	全期間
類似公民館認定施設整備事業	市・地域	損壊した地域の類似公民館認定施設の建設、補修等に対し補助	復旧期

②雇用機会の創出と就業支援

課題

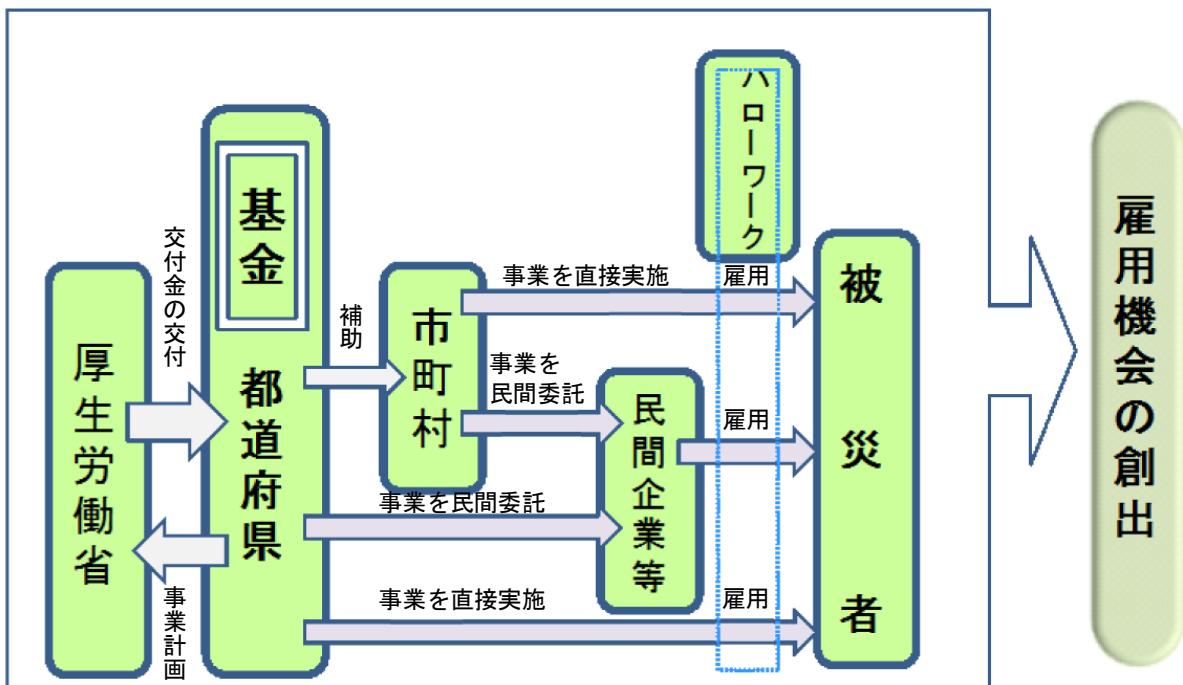
- 震災により多くの事業所が被災し、多数の離職者が出ています。
- 震災前から雇用情勢の厳しい当市にとって、雇用の維持は大きな課題となっています。
- 被災者を受け入れる事業所への支援が必要となっています。
- 地域内の連携による農林水産物等の資源を活用した内発型産業の創出が求められています。

取組み

- 被災した事業所の休業手当等に対し助成を行います。
- 被災した卒業後3年以内の既卒者の雇い入れに対し奨励金を支給します。
- 被災離職者や被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に対し助成金を支給します。
- 被災により内定取り消しを受けた学生等に対する相談を行います。
- 国の制度である雇用対策基金事業を積極的に活用し、被災者の就労機会を創出します。
- 企業の進出等による工場等の新增設等に対し支援します。
- 地域資源を活用した起業や商品開発等による内発型産業の創出を図ります。
- 空き工場等を活用した操業に対し支援します。
- 農林水産業の6次産業化に都市生活者等との交流を加えた「海業・山業・里業」の振興に努め、雇用の場の創出を図ります。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
雇用調整助成金	国	被災した事業所が労働者の雇用を維持するため休業等の措置を行った場合、休業手当等の一部を助成	復旧期
3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金	国	被災した卒業後3年以内の既卒者を正規雇用する事業主に対し奨励金を支給	復旧期
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	国	被災した卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期で雇用し、その後正規雇用に移行させる事業主に対し奨励金を支給	復旧期
特定求職者雇用開発助成金	国	被災離職者または被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を対象に助成金を支給	復旧期

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
緊急人材育成支援事業	国・県	震災対策特別訓練コースの実施	復旧期
学生等震災特別相談窓口事業	国・県	震災の影響による内定取り消し・入職時期繰り下げなどの相談	復旧期
雇用対策基金事業	県・市	災害廃棄物の撤去や地域パトロールなどの事業に被災者を雇用	復旧期
工業団地整備事業	市	高台にあり津波被害の恐れのない久慈地区拠点工業団地への企業進出のため、同団地の環境を整備	復旧期
企業立地促進事業費補助金	市	立地企業に対する補助	全期間
企業立地促進資金利子補給	市	増設に係る資金調達に対する利子補給	全期間
起業・立地奨励事業	市	空き工場等での操業に対する賃料の補助	全期間



【緊急雇用創出事業のスキーム】

出典：「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（案）」岩手県を加工

③企業等への再建支援

課題

- 被災した企業等の再開には、資金面等での支援が必要となっています。
- 地域経済を支える中小企業等の事業再開に対する支援が急務となっています。
- 既存の借入金等が残っている状態で新たな債務が重なる二重債務の解消が大きな課題となっています。(再掲)

取組み

- 被災した事業所や工場等の再建投資や修繕に対し支援します。
- 被災した中小企業等の復旧資金、経営安定資金の借入に対し支援します。
- 被災した事業所が事業活動を再開するまでの仮設店舗・工場を整備し貸与します。
- 複数の中小企業から構成されるグループによる復旧を支援します。
- 被災した中小企業等に対し、専門家による経営相談等を行います。
- 二重債務の解消に向けて、国や県に支援制度の創設・充実を求めます。(再掲)

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
被災工場再建支援事業	市	被災工場の再建投資に対する補助	復旧期
中小企業災害復旧資金保証料等補助事業	市	被災した中小企業者向けの「中小企業災害復旧資金」、「中小企業経営安定資金」の融資に係る利子や保証料の補助	全期間
中小企業被災資産修繕費支援事業	市	被災した中小企業者が被害を受けた店舗、工場等を修繕する場合に要する経費に対して補助	復旧期
仮設店舗・工場整備事業	(独)中小企業基盤整備機構	被災地域において複数の中小企業者が入居し事業活動を再開するための仮設施設を整備し貸与	復旧期
中小企業等復旧・復興支援事業	国・県	複数の中小企業者等から構成されるグループの施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助	復旧期
企業立地促進事業費補助金(再掲)	市	立地企業に対する補助	全期間
企業立地促進資金利子補給(再掲)	市	増設に係る資金調達に対する利子補給	全期間
さんりく基金被災地復興支援事業	公益財団法人さんりく基金	被災事業者の業務再開、被災地域の産業再生、被災地の元気回復に係る事業に対し助成	復旧期
震災復興支援アドバイザー派遣事業	(独)中小企業基盤整備機構	被災した中小企業や中小企業支援団体を専門家が訪問し、経営相談等に対応	全期間
二重債務解消事業(再掲)	国・県	復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援を国・県に要望	全期間

■中小企業等復旧・復興支援事業の概要

被災地の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧、整備に対し助成

○対象

- ・複数の中小企業等から構成されるグループ（中堅・大企業の参画も可）
- ・商店街グループ

○補助対象

被災を受けた施設・設備の復旧経費（企業個々の施設設備又はグループの共有施設設備いずれも対象）

○その他

事業者負担分について、（独）中小企業基盤整備機構貸付金の借入が可能

【中小企業等復旧・復興支援事業の概要】

出典：岩手県

④内発型産業の振興

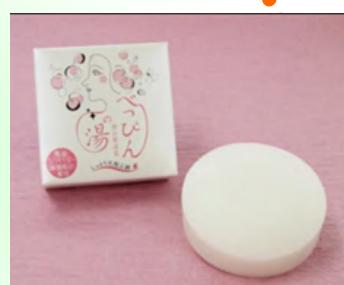
課題

- 地域内の連携による農林水産物等の資源を活用した内発型産業の創出が求められています。

取組み

- 地域資源を活用した起業や商品開発等による内発型産業の創出を図ります。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
内発型産業振興事業	市	「久慈・ふるさと創造基金」の運用や販路拡大に対する支援による内発型産業の振興	全期間
地場産品商品ブランド化推進事業	市	短角牛などを活用した商品ブランド化の推進	全期間



【内発型産業の振興による雇用創出】

⑤保健、医療、福祉の充実

課題

- 被災者の心身の健康を守る必要があります。
- 被災や震災を経験した子どもの不安解消や情緒の安定化を図る必要があります。
- 原発事故に伴う放射線による身体への影響が懸念されています。
- 大規模災害時に対応した医療機関等の整備・充実が求められています。
- 大規模災害における停電時の保健医療情報の迅速な伝達が求められています。
- 災害時に介護の必要な高齢者や障害者を一時的に受け入れて保護する二次避難所や福祉避難所の周知や設置が求められています。
- 要援護者が災害時に安全に避難できる住環境の整備が求められています。
- 被災した高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築が求められています。
- 被災した児童・生徒が安心して就学できる教育環境を整備する必要があります。
- 被災した子どもの保護者の経済的負担を軽減する必要があります。

取組み

- 被災者の各種相談や定期的な家庭訪問等により、被災者の心身のケアを実施します。
- 海水や粉じん等の異物吸引による感染症が心配されていることから、肺がん検診を呼びかけ、早期発見に努めます。
- 保育所等において、被災した園児や親の相談体制を整備し、長期的なケアを行います。
- 被災や震災を経験したことで心のケアが必要な児童・生徒については、学校訪問等により把握し、継続的に支援する体制を整備します。
- 放射線の影響から市民の健康を守るため、放射線量測定器を設置し、放射線による健康被害を未然に防止します。
- 震災時の停電に伴う保健医療施設の薬品損失を防ぐため、薬用保冷庫に使用する蓄電池の設置に対し支援します。
- 大規模災害等における停電時に、人工呼吸器等を必要とする要介護者の生命・身体の安全を確保するため、介護サービス事業所に対し、バックアップ電源等の設置を求めるとともに、導入を支援します。
- 大規模災害における停電時に休日当番医、休日当番薬局のほか、地域保健医療情

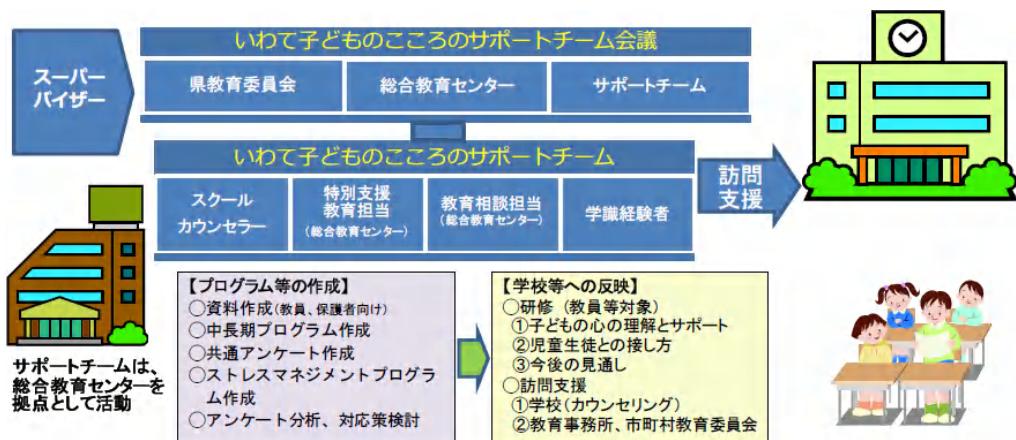
報を迅速に配信するため、緊急災害時に強いクラウドシステム³等の活用を検討します。

- 災害時に要援護者を一時的に受け入れて保護する二次避難所の設置に努め、ガイドラインを作成し、安全・安心な避難受け入れ体制の構築に努めます。
- 災害時に介護の必要な高齢者や障害者を一時的に受け入れて保護する福祉避難所の設置に必要な民間事業所との協定や、必要な設備の整備に努めます。
- 要援護者が居住する住宅再建に当たり、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等のバリアフリー化を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- 被災地域の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問等により、心身の状態を把握し、適切な福祉サービス等につなぎます。
- 被災した児童・生徒に対する就学援助を行います。
- 被災した児童・生徒の学習支援等きめ細かな対応のため、加配教員の配置を県に要望します。
- 給付型奨学金制度である「いわての学び希望基金」の充実を県に要望します。
- 被災者の所得の減少や家屋等の被害状況に応じ、保育料や学童保育保育料を減免します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
メンタルヘルスサポート事業	市	被災者の各種相談や定期的な家庭訪問等を実施	全期間
心のケアサポート体制整備事業	県・市	心のケアが必要な児童・生徒を把握し、学校と県教委、市教委が一体となって継続的なサポートを実施	全期間
放射線量測定事業	市	放射線量の測定を行うとともに、放射線による健康被害を未然に防止するため、市民に対する周知活動等を実施	全期間
保健医療施設蓄電池整備事業	市・医療機関	薬用保冷庫に使用する蓄電池の設置に対し支援	復旧期
地域保健医療情報配信事業	市	大規模災害における停電時の地域保健医療情報配信について、クラウドシステム等の活用を検討	全期間
介護サービス施設等災害時機能強化支援事業	市・事業所	介護サービス事業所に対し、バックアップ電源等の設置を支援	復旧期
要援護者避難支援ガイドライン作成事業	市	災害時に介護の必要な要援護者などの受け入れ体制などを位置付けたガイドラインを作成	復旧期

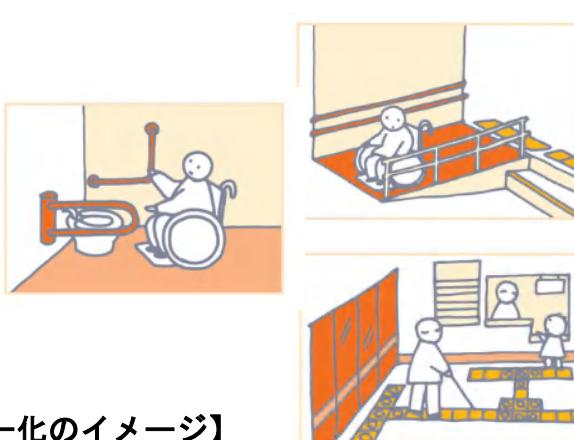
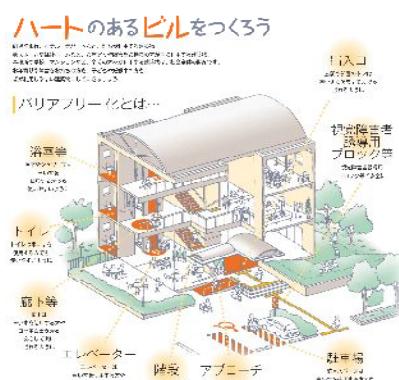
³ コンピュータや携帯電話で従来管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用するシステムのこと。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
福祉避難所設置事業	市	災害時に介護の必要な要援護者を受け入れて保護する福祉避難所の設置のために必要な協定等の整備	復旧期
被災高齢者等にやさしいバリアフリー化住宅再建支援事業	市	要援護者が居住する再建住宅のバリアフリー工事に対する補助	復旧期 復興期
高齢者サポート事業	市	被災地域の一人暮らし高齢者等の心身の状況等の把握、介護ニーズ等の評価、高齢者を対象とする相談の実施	全期間
就学援助事業	市	就学援助の対象者を拡充し、学用品費や給食費などを助成	復旧期
加配教員配置事業	県	被災した児童・生徒の学習支援のための教職員の配置を県に要望	復旧期
いわての学び希望基金事業	県	被災した児童・生徒のための給付型奨学金制度の充実を県に要望	復旧期 復興期
保育料等の減免	市	保育料や学童保育保育料の減免	復旧期



【児童生徒への心のサポート体制の充実】

出典：「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（案）」岩手県



【バリアフリー化のイメージ】

出典「バリアフリー法パンフレット」国土交通省

第2節 プロジェクトⅡ「水産業を復興する」

①水産施設等の再建

課題

- 震災により魚市場、水産物加工施設、共同利用施設、荷さばき施設等が甚大な被害を受け、早期の復旧・復興が必要となっています。
- 復旧・復興に当たっては、漁業協同組合や漁家の自助努力だけでは不可能であり、行政からの支援が必要な状況です。
- 既存の借入金等が残っている状態で新たな債務が重なる二重債務の解消が大きな課題となっています。(再掲)

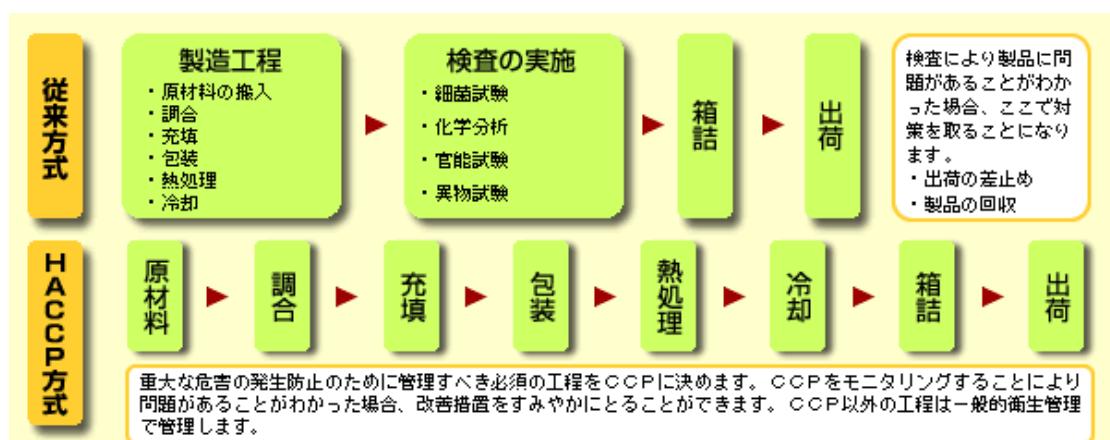
取組み

- 市営魚市場の早期復旧を図り、新鮮な魚介類の流通体制の確保を図るとともに、魚市場の衛生管理機能をより向上させるため、HACCP⁴対応に万全を期します。
- 共同作業所・利用施設等の復旧を支援し、作業の効率化を図ります。
- 水産物荷さばき施設等の復旧を支援し、水揚げ作業の効率化を図ります。
- 水産物加工施設の早期復旧やナマコ加工施設等の整備を支援し、水産物の付加価値化を図ります。
- 漁船の安全な操業のため、修理・整備等の体制を支援します。
- 漁船捲揚機の整備を支援し、労力の省力化により作業効率化を図ります。
- 磯根漁業を守るため、密漁の監視を支援します。
- 漁業者のふれあいの場である漁村センター等の整備を支援します。
- 複数の中小企業から構成されるグループによる復旧を支援します。(再掲)
- 新鮮な海産物を提供している朝市の会場等を整備するとともに、都市との交流を更に推進し、地域資源の活用を図ります。
- 農林水産資源の通年流通のため、特殊冷凍施設の整備を促進します。
- 二重債務の解消に向けて、国や県に支援制度の創設・充実を求めます。(再掲)

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
市営魚市場整備事業	市・漁協	市営魚市場や市場内の漁業協同組合所有の施設の復旧整備	復旧期

⁴ Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイント継続的に監視・記録する衛生管理手法のこと。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁業共同利用施設整備事業	漁協	水産物共同利用施設、水産物荷さばき施設、漁村センター、漁船漁業用作業保全施設、漁船捲揚機・捲揚機小屋、共同作業所、密漁監視所、水産加工施設を併せ持つ朝市会場等の整備支援	全期間
水産物加工施設整備事業	加工協	冷凍水産加工業協同組合所有の第1・第2工場、加工場施設の整備支援	復旧期 復興期
漁協施設整備事業	漁協	漁業協同組合所有の冷凍工場、自動製氷工場、食品加工場の漁船上架施設、燃油施設等の整備支援	復旧期
中小企業等復旧・復興支援事業（再掲）	国・県	複数の中小企業者等から構成されるグループの施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助	復旧期
ナマコ加工施設整備事業	漁協・事業者	ナマコ加工施設の整備支援	復興期 飛躍期
特殊冷凍施設整備事業	県	特殊冷凍施設の整備を県に要望	復旧期 復興期
二重債務解消事業（再掲）	国・県	復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援を国・県に要望	全期間



【H A C C P の概要】

出典：財団法人食品産業センター



【二子朝市の様子】

②漁船、漁具等の整備

課題

- 津波により多くの漁船（617隻のうち575隻）や漁具が流失・損傷し、漁業の再開に当たっては、早急な対応が求められています。
- 漁業者の労働意欲が失われることがないよう、早期の支援が必要となっています。
- 既存の借入金等が残っている状態で新たな債務が重なる二重債務の解消が大きな課題となっています。（再掲）

取組み

- 漁業者には、なくてはならない漁船や漁具の早急な整備を支援するとともに、他市町村や他の漁協などの支援が得られるよう、積極的に働きかけます。
- 当市の主力漁業である磯根漁業や定置網漁業の早期復旧が図られるよう、鋭意努めます。
- 二重債務の解消に向けて、国や県に支援制度の創設・充実を求める。（再掲）

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
中古漁船確保事業	漁協・漁業者	中古船の他市・漁協等の支援による確保	復旧期
共同利用漁船等復旧事業	漁協	定置網、漁船等の整備支援	復旧期 復興期
漁具等整備事業	漁協	漁具、船外機等の整備支援	復旧期
磯建網整備事業	漁協	磯建網の整備支援	復旧期
二重債務解消事業 (再掲)	国・県	復興支援ファン等による二重債務解消に向けた支援を国・県に要望	全期間

③つくり育てる漁業の推進

課題

- 水産資源の減少とともに水揚げ量も減少傾向にあることから、『つくり育てる漁業』の重要性が高まっています。
- 当市の漁業は、ウニ、アワビ等をはじめとする磯根漁業に依存する度合いが高くなっています。
- 震災により、ワカメ、コンブ等の養殖施設やサケ種苗生産施設が壊滅的な被害を受けており、早期の復旧が必要となっています。

取組み

- ワカメ、コンブ等の養殖施設の復旧・整備を支援します。
- 高品質のウニ、アワビを育てるため、給餌用コンブの増産を図ります。
- 「つくり育てる漁業」の主力であるウニの殻むき等の作業を安全・衛生的に行う器機の整備を支援します。
- 餌料海藻の不足対策として、海中林等の藻場造成やアワビ、ウニの増殖場等の整備を県に働きかけながら促進します。
- 食料供給基地として、「つくり育てる漁業」を更に推進するため、栽培漁業施設の整備のほか、ウニ、アワビ、ナマコ等の蓄養施設や、湾口防波堤の建設に伴う静穏水域を活用した新たな魚介類の養殖施設の整備を支援します。
- 当市の主力魚種であるサケ資源を確保し、放流稚魚の確保増大を図るため、サケ捕獲施設等の整備を支援します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
養殖施設整備事業	漁協	ワカメ、コンブ等の養殖施設、新たな魚種の養殖施設、活魚蓄養施設の整備を支援	全期間
ウニ供給体制整備事業	市・漁協	海水殺菌装置、海水井戸等の整備支援	復旧期
栽培漁業施設整備事業	漁協	ウニ、アワビ、ナマコ、コンブ等の種苗を生産する栽培漁業施設の整備	飛躍期
ウニ・アワビ蓄養施設整備事業	漁協	ウニ・アワビ陸上蓄養施設の整備を支援	飛躍期
漁場整備事業	県	県営事業である久喜東漁場等の整備促進を県に要望	全期間
サケ種苗飼育生産施設整備事業	川組合・漁協	サケの捕獲施設、ふ化施設、採捕場、海中飼育施設の整備支援	復旧期



【ウニ漁の様子】



【アワビ採取の様子】

④漁港等の整備

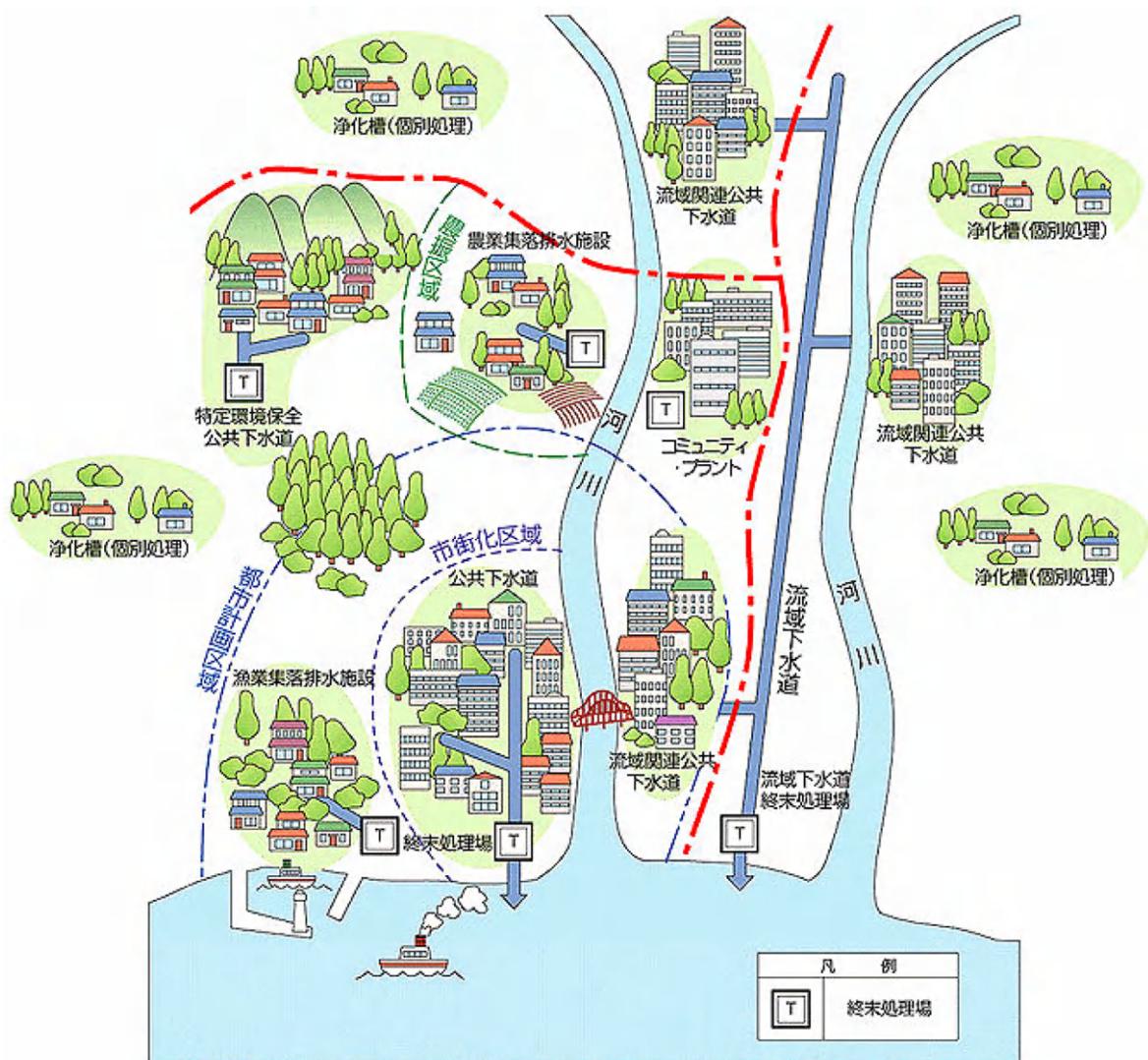
課題

- 震災により、漁港施設が壊滅的な被害を受けており、早期の復旧が必要となっています。
- 漁業集落排水施設が損壊しており、早期の復旧が必要となっています。
- 震災により、防潮堤や水門等の海岸保全施設が損壊しており、漁業者や市民の生活にとって大きな不安となっています。
- 漁港周辺の災害廃棄物の撤去はほぼ終了しているものの、漁場に残る災害廃棄物の調査は未着手となっています。

取組み

- 漁港施設を早期に復旧し、漁業者の安全かつ効率的な陸揚げ、荷さばきを支援します。
- 漁業集落排水施設を早期に復旧することで、海や河川の水質保全を図り良好な漁場を維持するとともに、未整備地区の整備促進により、快適で衛生的な漁業集落環境を整備します。
- 防潮堤や水門等の海岸保全施設を早期に復旧するとともに、防潮堤の嵩上げや水門等の遠隔操作化などを推進します。
- 県が整備した海岸保全施設（久慈港諏訪下地区、久喜地区）については、早期復旧や防潮堤の嵩上げ、水門等の遠隔操作化などが図られるよう要望します。
- 漁場に残る災害廃棄物の調査や撤去を県に要望します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁港施設災害復旧事業	市	桑畠漁港、小袖漁港等9港の復旧工事（防波堤、護岸等工事）	復旧期
漁業集落排水施設復旧事業	市	漁業集落排水施設の復旧工事（久喜地区、小袖地区）	復旧期
漁業集落環境整備事業	市	漁業集落排水施設等の整備促進（大房地区、白前・本波地区）	復旧期 復興期
海岸保全施設復旧事業	市	防潮堤陸閘補修、水門管理施設補修、水門補修、防潮堤法面補修、転落防止フェンス補修など（久慈湊地区、小袖地区）	復旧期
海岸保全施設整備事業	市	防潮堤の嵩上げ改良、水門の遠隔操作化など（小袖地区、久慈湊地区）	復旧期 復興期
海岸保全施設復旧・整備事業	県	県整備の海岸保全施設（久慈港諏訪下地区、久喜地区）について、早期復旧や防潮堤の嵩上げ、水門等の遠隔操作化などが図られるよう県に要望	全期間
漁場の災害廃棄物撤去事業	県	漁場に残る災害廃棄物の調査や撤去を県に要望	復旧期



【汚水処理施設整備のイメージ】

出典：「いわて汚水処理ビジョン 2010」岩手県をもとに加工

⑤農林業の振興

課題

- 津波により土砂が一部の農地や水路に堆積しており、早期の復旧が必要となっています。
- 食料供給基地として水産業の復興とともに、農林業の振興にも取り組む必要性があります。
- 市の基幹作目である雨よけほうれんそう、菌床しいたけの振興や新たな基幹作目の選定に取り組む必要があります。
- 所得向上と担い手育成・確保のため、耕畜連携を更に推進するとともに、トレーニングファームを兼ねた大規模園芸団地等の整備が必要となっています。
- 短角牛をはじめとする畜産品の知名度が高まりつつある中、更に消費地への売り込みにより、販路拡大と産地化を推進する必要があります。
- 快適な農村地域の環境整備が求められています。
- 県内屈指の生産量を誇る木炭や原木乾しいたけの振興を図るとともに、ブランド化によるアカマツの販路拡大と山林に放置されている残材の活用を図る必要があります。

取組み

- 早期の耕作再開に向け、被災した農地、水路の復旧を行います。
- 雨よけほうれんそう、菌床しいたけに次ぐ新たな基幹作目の選定・振興に努めます。
- 経営体が安定した収益をあげられるよう大区画の農地を整備するとともに、久慈地方の気候を最大限活用し、トレーニングファームを兼ねた大規模園芸団地等の整備を図ります。
- 短角牛をはじめとする畜産業の産地化の推進に努めます。
- 農村地域の快適で衛生的な生活環境を確保するため、水洗化等に努めます。
- 木炭生産施設への支援、原木乾しいたけのブランド化、流通・販路拡大を図ります。
- アカマツの利用促進とともに、新たな販路開拓の促進に努めます。
- ナノカーボン⁵製造プラントの誘致やバイオマスエネルギー⁶への林地残材の活用など、新分野・新技術との融合を図ります。
- 農林水産業の6次産業化に都市生活者等との交流を加えた「海業・山業・里業」の振興に努めます。（再掲）

⁵ ナノ（10億分の1）メートル単位で分子構造を加工した炭素素材のこと。炭素が極めて微細な構造を作つており、従来の素材にない電気特性を持っていることが特徴。カーボンナノチューブがその代表で、アルミニウムの半分の軽さで鋼鉄の20倍の強度を備え、シリコンに次ぐ半導体の素材や、燃料電池の電極として用いられることが期待されている。

⁶ 家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
農地等小災害復旧事業	市・受益者	被災農地に対する復旧補助、水路の堆積土砂撤去	復旧期
新作物開発実証事業	農家	高収益作物の実証栽培に対し補助	復旧期
圃場整備事業	県・市	耕作放棄地を解消するとともに、経営体が安定した収益をあげられるよう大区画の農地の整備を県に要望	全期間
園芸団地整備事業	県・市・任意組合等	耕畜連携して安全・安心な園芸作物の生産施設とともに、担い手を育成・確保するためのトレーニングファームの整備を県に要望	復興期
農業近代化施設整備事業	任意組合等	大区画の農地を最大限に活用するため、共同利用施設を整備	復旧期
堆肥センター整備事業	任意組合等	飼養頭数の増頭に対応できる処理能力の拡大や用途に応じた堆肥生産が可能な施設の整備	復旧期
自然エネルギー利活用畜産事業	農家	畜舎等に自然エネルギーを活用した発電施設を整備し、災害に強い畜産経営の確立	復興期 飛躍期
畜産振興対策事業	市・農協・農家	優良種雄牛の利用促進、短角牛基幹牧場の整備など	全期間
農村地域環境整備事業	市	水洗化等による農村地域環境の整備	復興期 飛躍期
特用林産新規参入支援事業	市・生産者	ほど木造成支援、木炭生産施設の整備支援	全期間
アカマツ利用促進事業	市	アカマツの利用促進、新たな販路拡大の促進	全期間

○水田の活用(耕畜連携)

- ・ 稲発酵粗飼料
- ・ 飼料用米の利活用
- ・ 水田放牧
- ・ 水田裏利用
- ・ 稲わら



稻発酵粗飼料 米を使った豚の飼料

【耕畜連携のイメージ】

出典：「平成20年度食料・農業・農村白書」農林水産省

第3節 プロジェクトⅢ「交流人口を拡大する」

①生産者と消費者との交流推進

課題

- 震災による風評被害等で、消費者離れが心配されています。
- 復興に当たっては、都市からの来訪者が励みになることから、これまで以上に都市との交流を推進する必要があります。

取組み

- 消費者に安全・安心な食材をPRします。
- 市の情報発信やPRを行い、生活体験機会や交流機会を提供することにより、移住・定住を促進します。
- 首都圏消費者団体との産直交流を推進します。
- 首都圏において、特産品の販売と自然体験キャンプ等のPRを行います。
- 山・里・海の暮らしや、郷土料理、伝統文化等を積極的に情報発信し、農山漁村と都市との交流を深めます。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
特産品PR事業	市	市の特産品である海産物、短角牛、琥珀等を消費者にPR	全期間
移住・定住促進事業	市	市の情報発信・PRを行い、生活体験機会や交流機会を提供することにより移住・定住を促進	全期間
農山漁村体験型交流事業	市	首都圏消費者団体等との産直交流を推進	全期間
紹介宣伝事業	市・体験学習協会・観光物産協会	首都圏における特産品の販売やイベントの開催、自然体験キャンプ等のPR	全期間



【都市と農山漁村の共生・対流のイメージ】

出典：「都市と農山漁村の共生・対流 2004」財団法人地域活性化センター

②体験型教育旅行等の推進

課題

- 震災により、当市の大好きな資源である海が大きな被害を受けています。
- 震災による風評被害等で、消費者や観光客離れが心配されています。（再掲）
- 復興に当たっては、都市からの来訪者が励みになることから、これまで以上に都市との交流を推進する必要があります。（再掲）

取組み

- 豊かな地域資源を活用した自然体験により、首都圏等からの教育旅行等を誘致し、交流人口の拡大に努めます。
- 市の情報発信・PRを行い、生活体験機会や交流機会を提供することにより、移住・定住を促進します。（再掲）
- 海の資源等を活用した体験型教育旅行等のプログラムの整備を図ります。
- 教育旅行等の受け皿となる民泊受入農林漁家の家屋等の設備改修を支援します。
- 首都圏において、特産品の販売と自然体験キャンプ等のPRを行います。（再掲）

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
体験型教育旅行受入事業	市・体験学習協会	都市部等の中高生教育旅行等の受入れ	全期間
移住・定住促進事業（再掲）	市	市の情報発信・PRを行い、生活体験機会や交流機会を提供することにより移住・定住を促進	全期間
体験型教育旅行プログラム整備事業	市・体験学習協会	海の資源等を活用した新しいプログラムの整備	全期間
農林漁家民泊整備事業	市	民泊受入農林漁家の家屋等の設備改修を支援	全期間
紹介宣伝事業（再掲）	市・体験学習協会・観光物産協会	首都圏における特産品の販売やイベントの開催、自然体験キャンプ等のPR	全期間



【教育旅行のイメージ】

③観光産業の振興

課題

- 震災により、当市の大いな資源である海が大きな被害を受けています。（再掲）
- 当市を代表する観光施設である地下水族科学館もぐらんぴあ、小袖海女センター等が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が望まれています。
- 震災による風評被害等で、観光客離れが心配されています。（再掲）
- 復興に当たっては、都市からの来訪者が励みになることから、これまで以上に都市との交流を推進する必要があります。（再掲）
- 復興に合わせた新たな観光資源の開発など、三陸沿岸観光の再構築を図る必要があります。

取組み

- 地下水族科学館もぐらんぴあ、小袖海女センター、舟渡レストハウスなどの観光施設の整備に取り組みます。
- 復興の動きと連動した観光誘客に努めます。
- 平成24年4月から6月までJR各社により展開される「いわてデスティネーションキャンペーン」や「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に関連した観光キャンペーンは、全国に向けて地域の魅力を発信していく機会であり、関係機関と連携し積極的なPRに努めます。
- 三陸の地質や琥珀などの地域資源を活用した自然公園「ジオパーク⁷」構想の推進、また、震災で大きな被害を受けた陸中海岸国立公園などの自然公園の再編や三陸海岸トレイル（長距離歩道）の整備等からなる「三陸復興国立公園」構想の推進について、国県に要望します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
観光施設復興整備事業	市	地下水族科学館もぐらんぴあ、小袖海女センター、舟渡レストハウス、さわやかトイレ等の整備	復旧期 復興期
観光宣伝事業	市	復興の動きと連動した各種事業等を宣伝し観光誘客を図る	全期間
自然公園等整備事業	国・県	「ジオパーク」や「三陸復興国立公園」構想の推進を国県に要望	全期間

⁷ 地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園のこと。国内に洞爺湖有珠山など14地域の日本ジオパークがあり、うち4地域が世界ジオパークとして認定されている（2011年7月現在）。



【もぐらんぴあ】



【小袖海女センター】

第4節 プロジェクトIV 「災害に強いまちづくりを進める」

①復興道路等の整備

課題

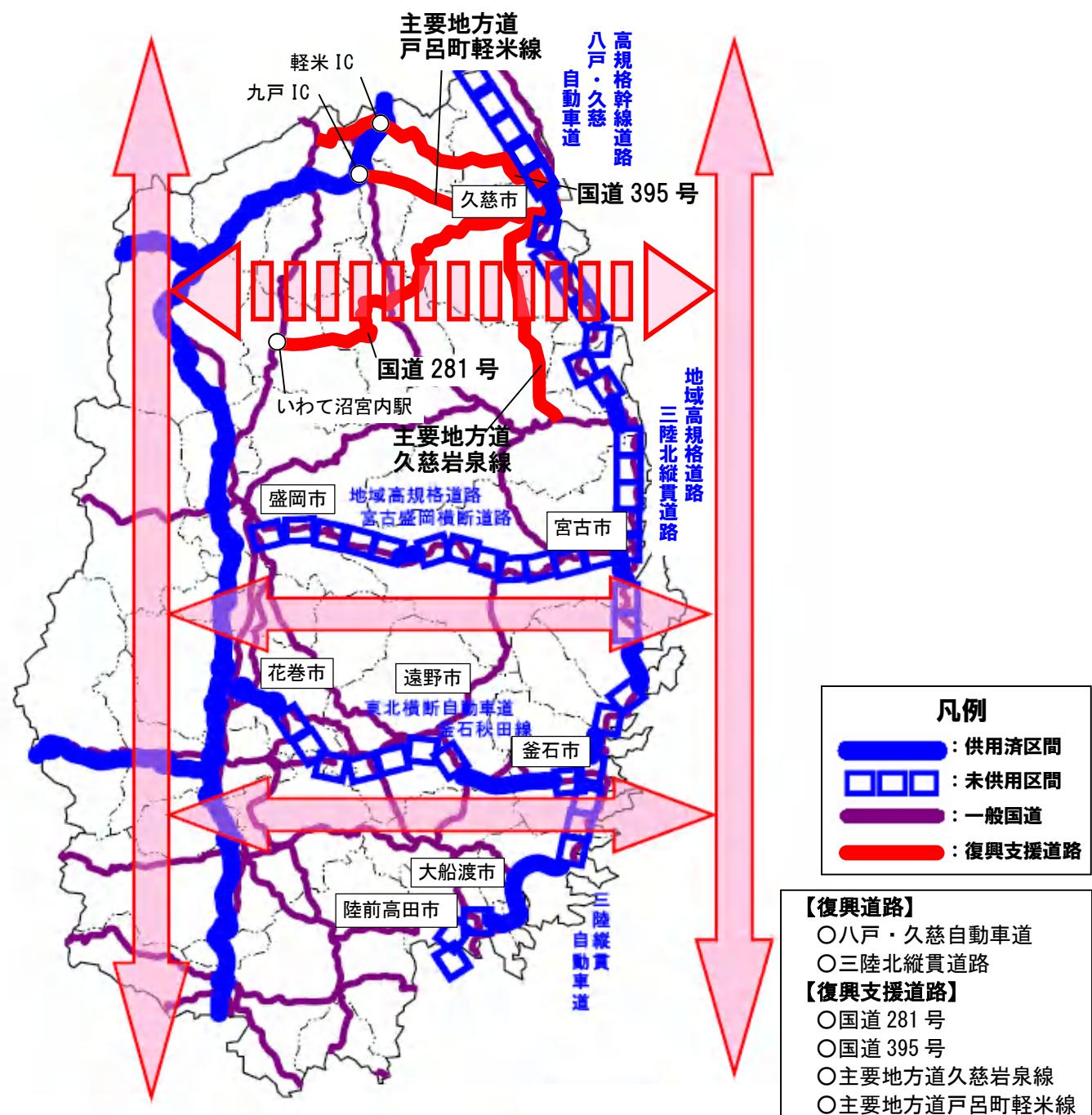
- 今回の震災では、国道45号が各地で寸断されましたが、他被災地における完成済みの高規格道路は、避難道路や緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し続け、当地域における高規格道路の必要性を改めて認識したところです。しかしながら、現在の整備率の低さや未着手区間の存在は、今後の大きな不安材料となっています。
- 内陸部からの緊急物資の輸送道路として、「国道281号」が有効に機能し、同様に内陸部と沿岸部を結ぶ「国道395号」や「主要地方道戸呂町軽米線」、「主要地方道久慈岩泉線」の重要性も明らかになったところですが、急カーブや狭隘区間等の交通難所の解消をはじめ、抜本的な改良整備が不可欠となっています。
- 他被災地における高盛土の高規格道路が、防潮堤としての役割を果たすとともに、住民の緊急避難先となるなど、被害抑制に直接的に貢献したことが明らかになったことから、防災機能を兼ね備えた幹線道路の整備を図る必要があります。

取組み

- 高規格幹線道路「八戸・久慈自動車道」や地域高規格道路「三陸北縦貫道路」を震災からの「復興道路」と位置付け、集中投資による重点的な整備促進が図られるよう、国や県に要望します。
- 高規格幹線道路や地域高規格道路を補完する「国道281号」、「国道395号」、「主要地方道戸呂町軽米線」、「主要地方道久慈岩泉線」を震災からの「復興支援道路」と位置付け、早期の抜本的改良整備が図られるよう、国や県に要望します。
- 国・県道等の幹線道路について、高盛土や避難階段の設置等、津波をはじめ、大規模災害に対する防災機能を兼ね備えた整備を促進するよう関係機関に要望します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
八戸・久慈自動車道整備事業	国	「復興道路」として集中投資による重点的な整備促進を国・県に要望	復旧期 復興期
三陸北縦貫道路整備事業	国	「復興道路」として集中投資による重点的な整備促進を国・県に要望	復旧期 復興期
国道281号整備事業	県	「復興支援道路」として早期の抜本的改良整備を国・県に要望	復旧期 復興期

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
国道 395 号整備事業	県	「復興支援道路」として早期の抜本的改良整備を県に要望	復旧期 復興期
主要地方道戸呂町軽米線整備事業	県	「復興支援道路」として早期の抜本的改良整備を県に要望	復旧期 復興期
主要地方道久慈岩泉線整備事業	県	「復興支援道路」として早期の抜本的改良整備を県に要望	復旧期 復興期



【復興道路及び復興支援道路図】

出典：「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（案）」岩手県をもとに作成

②湾口防波堤の整備

課題

- 津波・高潮対策、静穏度の向上、静穏域の創出などを目的として、平成2年に国の直轄事業として湾口防波堤の建設が着工されていますが、平成22年度末の進捗率は24%にとどまっており、早期完成が切望されています。
- 今回の津波被害による人的被害が他地域に比べ少なかった要因の一つに、湾口防波堤をはじめ、防潮堤、河川堤防等の効果が大きいと捉えており、より災害に強いまちづくりを推進するうえで、これらの整備促進が今まで以上に重要となっています。
- 湾口防波堤の建設により創出される広大な静穏水域を活用し、水産業の振興、企業の立地、観光開発等の総合的な利活用を図る必要があります。

取組み

- 市民の生命と財産を守る湾口防波堤の早期完成について、国や県に要望します。
- 湾口防波堤の概成を見据え、久慈湾の総合的な利活用について検討し、構想策定を行います。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
湾口防波堤建設事業	国	湾口防波堤の早期完成について、国・県に要望	全期間
久慈湾利活用構想策定事業	市	久慈湾の総合的な利活用に関する構想策定	復旧期 復興期



【湾口防波堤】

※空中写真に湾口防波堤の計画位置を加筆

③防潮堤、水門等の整備

課題

- 津波が防潮堤を越え、背後地の住宅や工場等に甚大な被害をもたらすとともに、防潮堤や水門等の一部が損壊しており、早期の復旧や整備促進が求められています。
- 久慈港諏訪下地区や久慈湊地区の防潮堤は湾口防波堤の完成を見越した高さとなっており、また、小袖地区や久喜地区の防潮堤についても大津波に対する高さが十分とはいえないことから、今後の津波に対する大きな不安材料となっています。
- 水門等は手動式の大型門扉のため重く開閉操作に支障をきたしており、消防団員のサラリーマン化や高齢化とあいまって、迅速かつ確実な水門閉鎖等への改善が求められています。
- 他市町村で水門等の閉鎖に当たった消防団員が津波の被害にあうなど、消防団員の安全や生命が脅かされています。

取組み

- 防潮堤、水門等の海岸保全施設を早期に復旧するとともに、防潮堤の嵩上げや水門等の遠隔操作化などを推進します。（再掲）
- 県が整備した海岸保全施設（久慈港諏訪下地区、久喜地区）については、早期復旧や防潮堤の嵩上げ、水門等の遠隔操作化などが図られるよう要望します。（再掲）

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
海岸保全施設復旧事業（再掲）	市	防潮堤陸閘補修、水門管理施設補修、水門補修、防潮堤法面補修、転落防止フェンス補修など（久慈湊地区、小袖地区）	復旧期
海岸保全施設整備事業（再掲）	市	防潮堤の嵩上げ改良、水門の遠隔操作化など（小袖地区、久慈湊地区）	復旧期 復興期
海岸保全施設復旧・整備事業（再掲）	県	県整備の海岸保全施設（久慈港諏訪下地区、久喜地区）について、早期復旧や防潮堤の嵩上げ、水門等の遠隔操作化などが図られるよう要望	全期間

④河川堤防の整備

課題

- 震災により、久慈川や夏井川では堤防越水によって家屋等に甚大な被害を受けており、堤防嵩上げ等の河川整備が急務となっています。
- 久慈川、長内川、夏井川の三河川が合流する河口付近は、荒天時の波浪等により度々閉塞するとともに、河川水位の上昇に伴って災害の発生が懸念されているところであり、導流堤の整備など河口部の抜本的な閉塞対策が必要不可欠となっています。

取組み

- 久慈川、長内川の堤防未整備区間の築堤を県に要望します。
- 久慈川、長内川、夏井川の堤防の嵩上げや耐震化を県に要望します。
- 久慈川、長内川、夏井川の合流する河口付近の閉塞対策を県に要望します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
河川整備事業	県	堤防未整備区間の築堤、堤防の嵩上げや耐震化、河口付近の閉塞対策を県に要望	全期間




【久慈川・長内川・夏井川が合流する河口付近と災害状況】

⑤防災施設の整備

課題

- 震災により防災行政無線（屋外拡声子局等）が損壊し、災害時における住民への情報伝達手段として早期の復旧が必要となっています。
- 防災行政無線については、現在アナログ式からデジタル式への移行が進んでおり、対応が必要となっています。
- 消防屯所や資機材倉庫等が全壊しており、今後の消防団活動等のため早期の復旧が必要となっています。
- 地震による停電や津波襲来時でも避難者の安全等が確保できる避難体制の整備が求められています。
- 市民や企業等の安全・安心を確保するため、G P S⁸波浪計を活用した津波防災支援システムの早急な構築が求められています。
- 今回の地震やその後の相次ぐ余震により、避難場所や防災拠点にもなっている公共施設等が老朽化により耐震度が心配されるとともに、震災による大規模停電により電源が確保されず、安全性等に問題が出ています。
- 他地域では今回の津波で学校が浸水し犠牲になった児童もいることから、当市の将来を担う児童の学校での安全を守る必要があります。
- 大規模災害に備えた非常食の備蓄の在り方について見直すとともに、大規模災害発生時に広域的な物流をカバーする後方支援の拠点基地が必要となっています。
- 他被災地における高盛土の高規格道路が、防潮堤としての役割を果たすとともに、住民の緊急避難先となるなど、被害抑制に直接的に貢献したことが明らかになったことから、防災機能を兼ね備えた幹線道路の整備を図る必要があります。（再掲）

取組み

- 災害情報等を的確に伝達するため、損壊した防災行政無線（屋外拡声子局等）の早期復旧を図ります。
- 多様な情報通信を行うため、防災行政無線のデジタル化を推進します。
- 全壊した消防屯所や資機材倉庫等の消防防災施設の早期復旧を図ります。
- 避難経路や避難場所等の整備を図り、災害時の避難体制の充実を図ります。
- G P S波浪計を活用した総合的な津波防災支援システムの早急な構築について、

⁸ Global Positioning System（グローバル・ポジショニング・システム）の略。人工衛星を利用して自分の地球上の現在位置を測定するシステムのこと。

国・県に要望します。

- 津波襲来時に高台などへの避難が難しい場所に、公共施設や商業施設等を活用した一時避難所の機能を持つ避難ビルや、高台の代わりとなる避難タワーの整備を県に要望します。
- 避難場所にもなっている庁舎や小中学校などの公共施設等の耐震化の促進や非常用電源の整備充実などを図り、避難所機能の充実に努めます。
- 津波浸水域内にある小学校の安全な場所への移転について検討します。
- 災害に備えた非常食について、今回の震災を踏まえ、防災施設等、必要な施設への備蓄を図るとともに、大規模災害発生時において後方支援の拠点として機能する広域物流拠点の整備を県に要望します。
- 国・県道等の幹線道路について、高盛土や避難階段の設置等、津波をはじめ、大規模災害に対する防災機能を兼ね備えた整備を促進するよう関係機関に要望します。（再掲）

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
防災行政無線復旧事業	市	損壊した防災行政無線の復旧	復旧期
防災行政無線デジタル化事業	市	防災行政無線のデジタル化を推進	復旧期
消防防災施設復旧事業	市	消防屯所や資機材倉庫等の復旧	復旧期
津波避難施設整備事業	市	津波避難標識等サイン、津波避難経路、避難場所等の整備	全期間
津波防災支援システム整備事業	国・県	G P S 波浪計を活用した総合的な津波防災支援システムの構築について国・県に要望	復旧期 復興期
避難ビル・タワー整備事業	県・市	津波から身を守る避難ビルや避難タワーの整備を県に要望	全期間
公共施設等耐震化促進事業	市	公共施設等の耐震化が計画的に行われるよう検討	全期間
公共施設等非常用電源整備事業	市	公共施設等への非常用電源整備	復旧期 復興期
津波浸水予想地域内小学校移転事業	市	津波浸水予想地域内にある小学校の移転整備について検討	全期間
非常食備蓄事業	市	防災施設等への非常食の備蓄	全期間
後方支援拠点整備事業	県	大規模災害時における広域的な物流を主力とする後方支援の拠点基地（物流ターミナル基地）の整備を県に要望	復旧期 復興期
避難階段等整備事業	県	野田長内線等に対する高台への避難階段等の設置について県に要望	復旧期 復興期

⑥久慈港の整備

課題

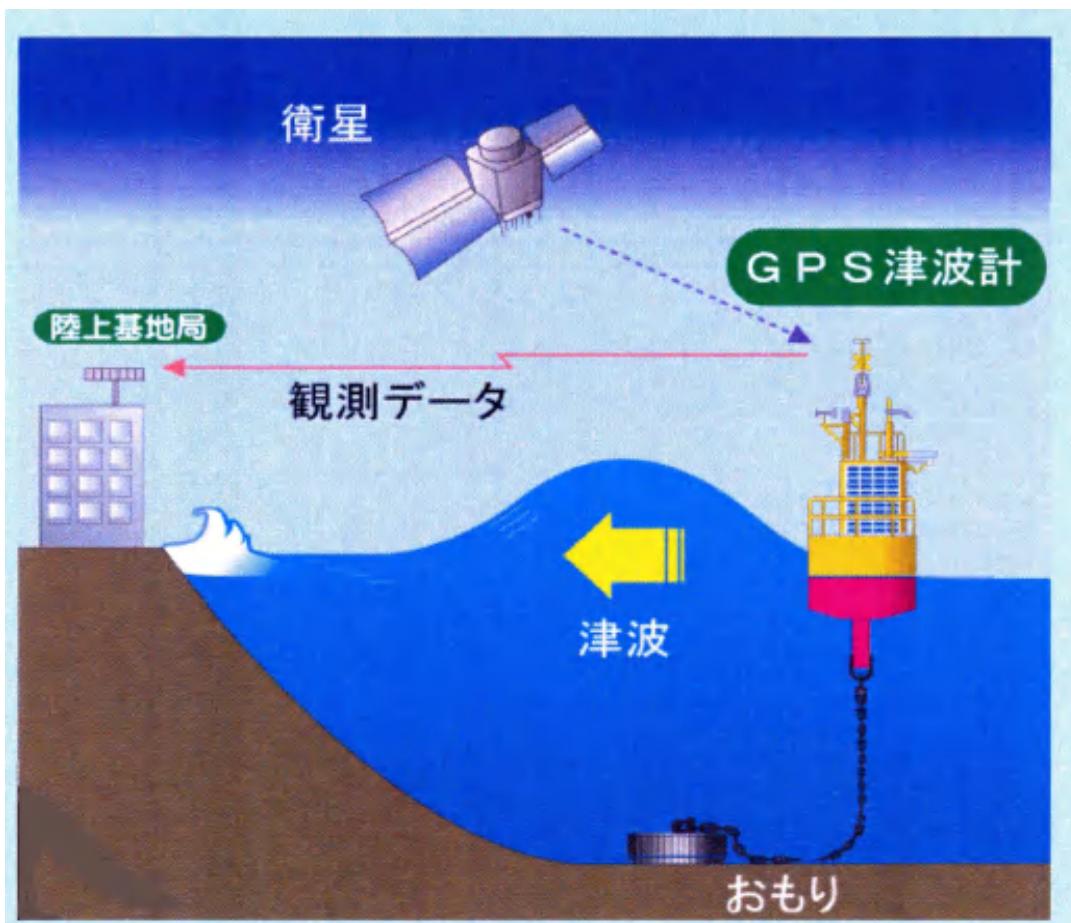
- 津波・高潮対策、静穏度の向上、静穏域の創出などを目的として、平成2年に国直轄事業として湾口防波堤の建設が着工されていますが、平成22年度末の進捗率は24%にとどまっており、早期完成が切望されています。（再掲）
- 半崎地区に立地する企業の荷役作業や玉の脇地区における物揚げ・避泊が高波・高潮により支障をきたしており、今般の津波では更に国家石油備蓄基地、工場、港湾施設にも甚大な被害を被ったことから、港湾施設の早期復旧、高波・高潮対策の早期実現が望まれています。
- 市民や企業等の安全・安心を確保するため、GPS波浪計を活用した津波防災支援システムの早急な構築が求められています。（再掲）
- 湾口防波堤の建設により創出される広大な静穏水域を活用し、水産業の振興、企業の立地、観光開発等の総合的な利活用を図る必要があります。（再掲）

取組み

- 市民の安全・安心を確保する湾口防波堤の早期完成について、国や県に要望します。（再掲）
- 半崎地区や玉の脇地区での安全な荷役が確保される静穏度向上対策について、県に要望します。
- GPS波浪計を活用した総合的な津波防災支援システムの早急な構築について、国・県に要望します。（再掲）
- 久慈港諏訪下防波堤の改修等工事を促進します。
- 湾口防波堤の概成を見据え、久慈湾の総合的な利活用について検討し、構想策定を行います。（再掲）
- 久慈港における防災対策を強化するため、避難緑地、耐震強化岸壁、貨物流出防止施設、臨港道路、避難タワー等の整備を国や県に要望します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
湾口防波堤建設事業（再掲）	国	湾口防波堤の早期完成について、国・県に要望	全期間
久慈港内静穏度向上対策事業	県	半崎地区や玉の脇地区での静穏度向上対策について、県に要望	全期間
久慈港防災施設整備事業	国・県	久慈港内の防災機能の強化を国・県に要望	全期間

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
津波防災支援システム整備事業（再掲）	国・県	G P S 波浪計を活用した総合的な津波防災支援システムの構築について国・県に要望	復旧期 復興期
県営港湾改修事業	県・市	久慈港諏訪下防波堤改修等工事	全期間
久慈湾利活用構想策定事業（再掲）	市	久慈湾の総合的な利活用に関する構想策定	復旧期 復興期



【G P S 波浪計を活用した津波防災支援システム】

出典：「「津波に強い東北の地域づくり検討調査」宮城県における津波防災対策検討調査報告書
－ 5. 2. 第1回検討会資料」国土交通省

⑦道路網の整備

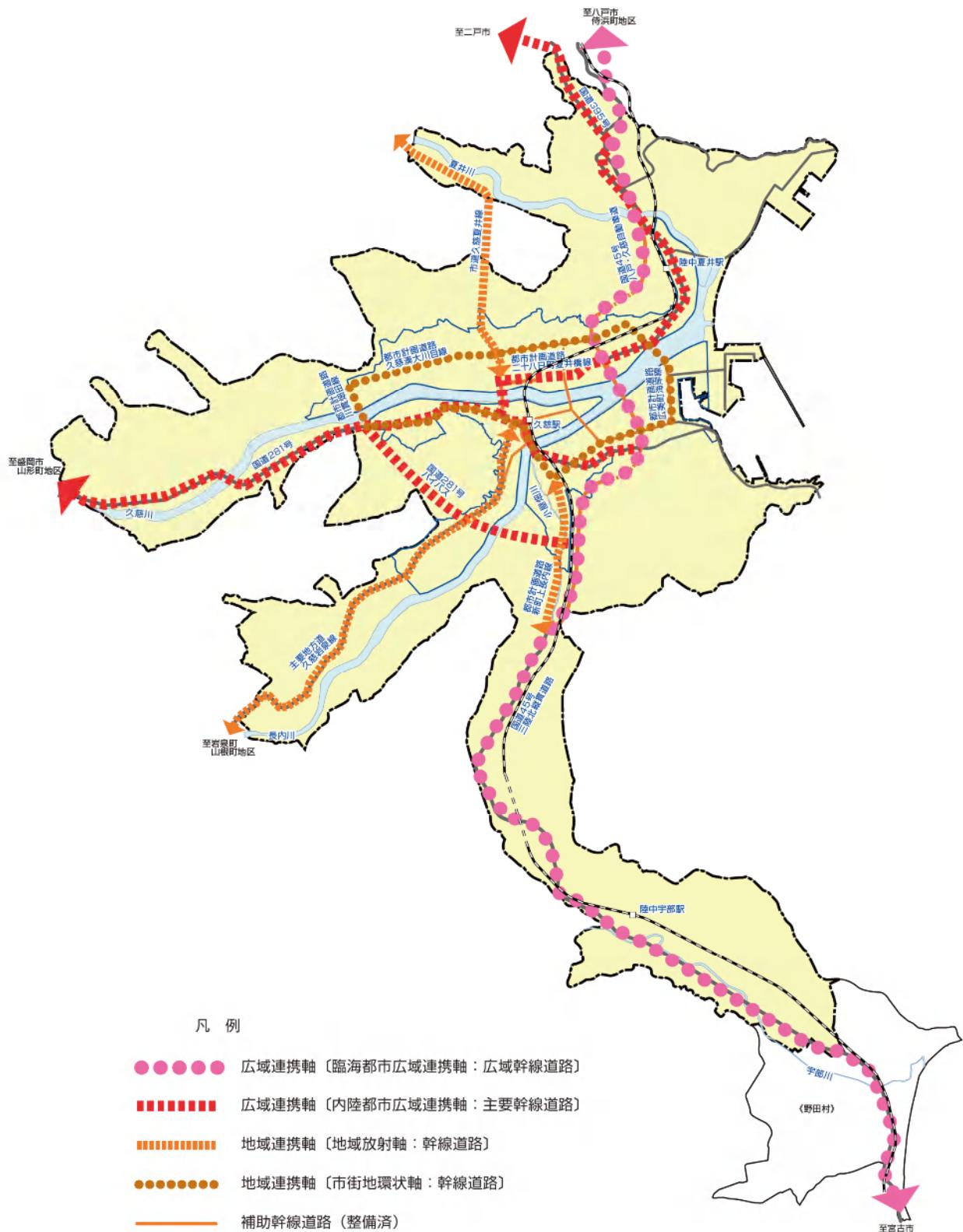
課題

- 震災により市道が被害を受けており、市民の生活に支障が出ないよう早期に復旧する必要があります。
- 当地域の広域幹線道路網や主要地方道等の幹線道路の整備は、他地域に比べると立ち遅れている状況にあり、整備の促進が必要な状況です。
- 市民生活の基盤である生活道路の整備については、市民が安全・安心に利用できる環境の向上を図る必要があります。
- 都市の骨格である都市計画道路の必要性は高く、災害時の避難路や消防救急ルートとしての機能も併せ持つますが、整備率は依然として低い状況にあり、整備の推進が必要な状況です。
- 地震による停電や津波襲来時でも避難者の安全等が確保できる避難経路の整備が求められています。（再掲）

取組み

- 市民生活の基盤となる市道の早期復旧を図ります。
- 市道の整備を推進するとともに、「復興道路」や「復興支援道路」と位置付ける高規格幹線道路等との連携を図ります。
- 都市計画道路「広美町海岸線」の整備を推進します。
- 今回の震災を踏まえ必要な避難経路の整備を図り、災害時の避難体制の充実を図ります。（再掲）

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
市道災害復旧事業	市	被災した市道の早期復旧	復旧期
市道整備事業	市	市道の整備推進	全期間
都市計画道路整備事業	市	都市計画道路「広美町海岸線」の整備	復旧期 復興期
避難経路整備事業 (再掲)	市	安全な避難経路の整備	全期間
復興道路等整備事業 (再掲)	国・県	「復興道路」、「復興支援道路」として集中投資による重点的な整備促進や早期の抜本的改良整備を国・県に要望	復旧期 復興期



【交通体系】

出典：「久慈市都市計画マスタープラン」久慈市

⑧地域住環境の向上

課題

- 震災により生活基盤や職を失った被災者への生活資金面での支援が必要となっています。（再掲）
- 津波により多数の住宅が被害を受けており、被災者が安心して暮らせる住環境の整備や住宅再建に向けた資金面等での支援が必要となっています。（再掲）
- 既存の住宅ローン等が残っている状態で新たな債務が重なる二重債務の解消が大きな課題となっています。（再掲）
- 今回の地震やその後の相次ぐ余震により、住宅の耐震性が心配されています。
- 要援護者が災害時に安全に避難できる住環境の整備が求められています。（再掲）
- 震災により都市公園が被害を受けており、早期の復旧が必要となっています。
- 震災により夢ネット（市所有の光ケーブル通信網）が被害を受けており、早期の復旧が必要となっています。
- 震災により上下水道施設が被害を受けており、早期の復旧が必要となっています。
- 常に衛生的で快適な生活環境を確保するほか、洪水等による浸水から市街地を守る手段として、下水道の整備推進が求められています。
- 震災により、長時間にわたり停電し、浄水場等が停止したことに伴い断水となつたことから、断水対策として非常用自家発電機の整備を図る必要があります。
- 地域の重要な公共交通機関であるJR八戸線や三陸鉄道が、震災により甚大な被害を受けており、沿線住民の貴重な移動手段として早期の復旧が望まれています。

取組み

- 被災者生活再建支援制度等の各種支援制度や貸付制度により、被災者の生活を支援します。（再掲）
- 応急仮設住宅、公営住宅等での生活を支援します。（再掲）
- 被災者の住宅再建に向けて支援します。（再掲）
- 二重債務の解消に向けて、国や県に支援制度の創設・充実を求めます。（再掲）
- 大地震により損傷を受け、今後の地震で倒壊の危険性がある住宅の不安を解消するため、耐震診断や耐震改修に支援します。
- 要援護者が居住する住宅再建に当たり、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等のバリアフリー化を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。（再掲）
- 都市公園の早期復旧を図ります。

- 夢ネットの早期復旧を図ります。
- 被災した上下水道施設の早期復旧を図ります。
- 下水道施設の耐震化や停電対策等を行うほか、浸水区域の汚水枝線整備や雨水排水対策を推進します。
- 停電による断水対策として、浄水場等に非常用自家発電機の整備を図ります。
- JR八戸線や三陸鉄道の早期復旧のための支援を国に要望するとともに、必要な支援を行います。また、復旧後は、復興飛躍のため利用促進に取り組みます。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
被災者生活再建支援金支給事業（再掲）	国・県・市	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する支援金の支給	復旧期 復興期
二重債務解消事業（再掲）	国・県	復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援を国・県に要望	全期間
木造住宅耐震診断支援事業	市	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅を対象に、耐震診断費用の一部を市が負担	全期間
木造住宅耐震改修工事助成事業	市	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で、耐震診断を実施し、判定値が1.0未満と診断された住宅を対象に、耐震改修工事費用の一部を市が負担	全期間
被災高齢者等にやさしいバリアフリー化住宅再建支援事業（再掲）	市	要援護者が居住する再建住宅のバリアフリー工事に対する補助	復旧期 復興期
都市公園施設災害復旧事業	市	都市公園の復旧	復旧期
夢ネット事業	市	夢ネットの早期復旧	復旧期
下水道施設耐震化等事業	市	下水道施設の耐震化や停電対策等を推進	復旧期 復興期
下水道汚水枝線等整備事業	市	浸水区域の汚水枝線整備や雨水排水対策の推進	復旧期 復興期
下水道施設災害復旧事業	市	下水道施設の災害復旧	復旧期
水道施設災害復旧・施設整備事業	市	水道施設の災害復旧 停電による断水対策として、浄水場等に非常用自家発電機の整備	復旧期
鉄道復興支援事業	国・県・市・JR・三鉄	国・県の再建支援策と連動し、JR八戸線や三陸鉄道の復興を支援	復旧期 復興期



【震災前の三陸鉄道の様子】

写真提供：三陸鉄道株式会社

⑨防災教育等ソフト面の充実

課題

- 津波被害を軽減するためには、ハード面による防災施設の整備と併せ、ソフト面による住民の災害に対する自衛力を高めることが必要です。
- 明治三陸地震津波の災害を教訓に、地域住民の記憶の風化を防ぐとともに、防災意識の高揚を図るために津波避難訓練を実施してきましたが、今回の津波を更なる教訓として継続実施する必要があります。
- 災害時の被害拡大を防ぐには、市や消防機関等による救助・援助等のみならず、自分の身を自分の努力によって守る「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力しあう「共助」が必要であり、自主防災組織の結成促進や育成を図るとともに、要援護者の支援体制を推進する必要があります。
- 民間企業や関係団体と連携し、災害時の住民への効率的な支援を行うことが必要です。
- 大規模災害時においては、様々な情報伝達手段を確保することが必要です。
- 震災の記憶を風化させないためにも、子どもたちに対する教育が必要となっています。

取組み

- これまで地域住民の参加協力のもとに実施してきた津波避難訓練に継続して取り組むとともに、津波防災講演会や市民を対象としたワークショップ等を継続して開催することで、市民の防災に対する意識を高め、日ごろからの防災意識の「日常化」を図ります。
- 今回の震災を踏まえた津波ハザードマップ⁹を作成し、市民に被害が想定される区域や避難に関する情報を提供します。
- 住民の自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の結成やリーダーの育成等を行い、地域防災力の向上を図ります。
- 平常時から、要援護者への支えあいによる見守り活動を充実させ、災害時における支援体制の推進に努めます。
- 災害時の相互支援協定を各種団体や民間企業等と結び、災害時の支援体制の充実を図ります。
- 防災行政無線の活用はもとより、臨時災害FM局の開設など、大規模災害時の情報伝達手段の確保を図ります。

⁹ 地震、津波、洪水などの災害が発生したときの危険箇所危険の程度、避難場所などを地図に整理したもの。

- 震災の体験を踏まえ、災害の知識や災害に対する備え、地域との関わり方などについて、学校教育に取り入れます。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
防災意識啓発事業	市	津波避難訓練、津波防災講演会、ワークショップ等の実施	全期間
津波ハザードマップ作成事業	市	津波ハザードマップ作成、配付	復旧期 復興期
自主防災組織促進事業	市	自主防災組織の結成等の支援、リーダー育成等	全期間
災害時要援護者支援事業	市	要援護者支援台帳の整備や町内会等との協定締結による支援体制の推進	全期間
情報伝達手段確保事業	市	大規模災害時の防災行政無線、災害FM局の開設など情報伝達手段の確保	全期間
復興教育事業	県・市	防災教育や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムの実施	全期間



【避難訓練の様子】

⑩災害記録の保存・検証・継承

課題

- 千年に一度と言われる今回の大震災の記録を保存し、後世に継承していく必要が
あります。
- 災害規模に比し当市の人的被害は比較的少なかったところですが、より災
害に強いまちづくりの推進に役立てるため、その要因を検証する必要があります。

取組み

- 写真、映像、被災者の声などを冊子やDVD等の媒体に記録保存するとともに、
災害教育等への活用を図ります。
- 地区ごとの被害状況や津波遡上高等の調査・記録に努めます。
- 大学等の関係機関と連携し、津波による人的被害が少なかった要因を検証すると
ともに、今後の災害に対するシミュレーション等を行います。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
災害記録保存事業	市	写真や映像等による記録保存	復旧期
津波被害検証事業	市・関係 機関	津波被害の検証やシミュレーション等の 実施	復旧期



【津波被害の状況】

第5節 プロジェクトV「再生可能エネルギー等に取り組む」

①再生可能エネルギー等活用への取組

課題

- 今回の震災で大規模な停電が発生したことを踏まえ、地球環境に優しく、非常時においても自立できるエネルギーシステムの構築が必要になっています。
- エネルギー全般に占める再生可能エネルギー（自然エネルギー、リサイクルエネルギー）の割合は、石油エネルギー・石油代替エネルギー（石炭、天然ガス、原子力）に比べ低く、今後の普及が期待されています。

取組み

- 独立電源として有効であり、また今後の更なる普及が見込まれる太陽光発電の設置を支援します。
- 年間日照時間が県内平均を大きく上回ることや当地域の沿岸域洋上では一定以上の風速が見込まれることから、太陽光発電や洋上風力発電の導入について検討するほか、研究開発段階にある波力や海洋温度差による発電など、更には、小水力発電や揚水発電¹⁰などの当地域での導入可能性について幅広く検討します。
- 豊かな森林資源や地域の基幹産業である畜産業から排出される廃棄物を利用したバイオマス¹¹発電・熱利用・燃料製造の導入についても検討を行います。
- 普及段階にある廃棄物発電、廃棄物熱利用発電等の導入について幅広く検討を行います。

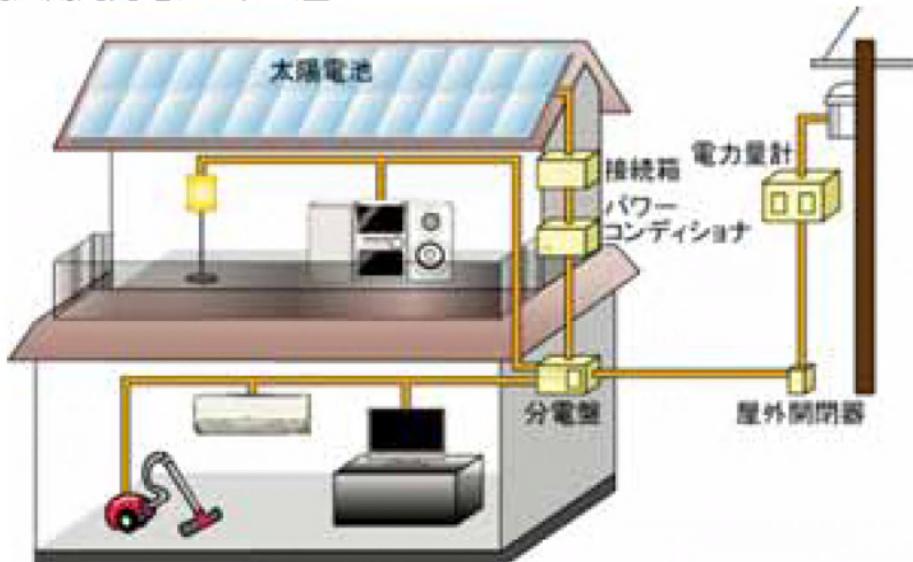
主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
太陽光発電システム導入支援事業	市・市民	住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助	全期間
工場化促進奨励金事業	市・企業	工場等への太陽光発電システムやLED照明機器の導入に対する補助	全期間
大規模再生可能エネルギー導入支援事業	民間事業者など	再生可能エネルギー導入に係る各種調査や事業実施に対する補助	全期間
エネルギー利活用構想策定事業	市	自立できるエネルギーシステムの構築や各種発電設備の導入・利活用について構想を策定	復旧期 復興期

¹⁰ 発電所の上下に上部調整池と下部調整池を造り、電気の消費が少ない夜間に経済的な深夜電力をを利用して上部調整池へ水を汲み上げておき、電気の消費の多い昼間に上部調整池の水を下部調整池に落として発電する方式のこと。

¹¹ 家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
公共施設等太陽光発電設備設置事業	市	庁舎や小中学校等に太陽光による発電施設を設置	全期間
自然エネルギー利活用畜産事業（再掲）	農家	畜舎等に自然エネルギーを活用した発電施設を整備し、災害に強い畜産経営の確立	復興期 飛躍期
リサイクルエネルギー導入検討事業	市	リサイクルエネルギーの導入について調査・研究	全期間

住宅用太陽光発電システム図



(出典：太陽光発電協会)

【太陽光発電】

出典：「新エネルギーガイドブック 2008」 NEDO

②啓発事業の推進

課題

- エネルギー資源に乏しい日本は、エネルギーの大部分を海外に依存しています。このような状況においては、これまでのエネルギー政策の中心を占めてきた石油や原子力に依存し過ぎず、いろいろな種類のエネルギーを組み合わせることが必要です。
- 地球温暖化防止のためには、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことが重要で、自然エネルギーの推進は地球温暖化防止にとって大事な取組みです。

取組み

- 独立電源として有効であり、また今後の更なる普及促進が見込まれる太陽光発電の設置に対する補助制度を市民に周知し、より一層の促進を図ります。（再掲）
- 地球環境に優しいEV¹²車や充電施設の普及促進に努めます。
- 再生可能エネルギー導入の検討状況等を示し、再生可能エネルギー推進に対する市民の意識啓発に努めます。
- 地球温暖化防止活動の取組を支援します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
太陽光発電システム導入支援事業（再掲）	市・市民	住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度について市民に周知	全期間
EV車導入事業	市・市民	ガソリンを一切使用しないEV車や充電施設の導入や支援	全期間
地球温暖化対策推進事業	市	省資源や省エネルギーの実践行動を行う団体を支援	全期間

¹² EVはElectric Vehicleの略。電気モーターを動力とする電気自動車のこと。

③研究機関等との連携

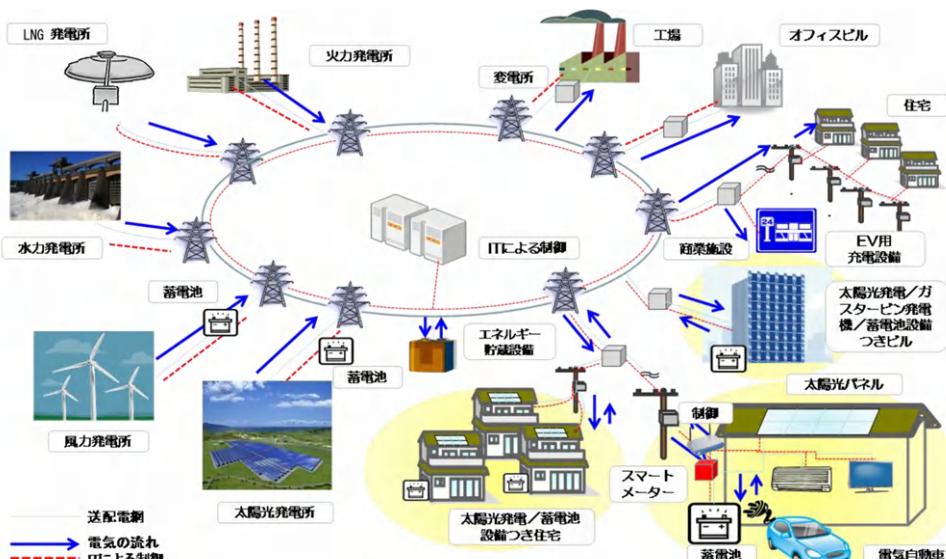
課題

- 再生可能エネルギーへの取組は今後大きく進展するものと見込まれると同時に、研究開発の余地も大きい分野であることから、専門的な研究機関や国、県等と連携していく必要があります。
- 再生可能エネルギーの推進を図る一方、安定エネルギー確保のため、これまでの発電システムも活用していく必要があります。
- 原発事故の影響により、今後の安定した電力供給が危ぶまれる中、市内で使用する電力を生産するとともに、他地域にも供給でき得る大規模な発電所の整備等を検討する必要があります。

取組み

- 研究機関等と連携し、再生可能エネルギー等の活用を推進していきます。
- 市内で使用する電力の自給体制を構築するともに、他地域にも供給でき得る大規模な発電施設の誘致等による電力供給拠点の形成などについて検討します。
- 従来発電のうち、LNG¹³と同様にCO₂排出が少なく、今後の安定エネルギーとして期待されているメタンハイドレート¹⁴についても検討します。

主な事業			
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
発電施設誘致検討事業	市	大規模な電力供給拠点の形成などについて検討	全期間

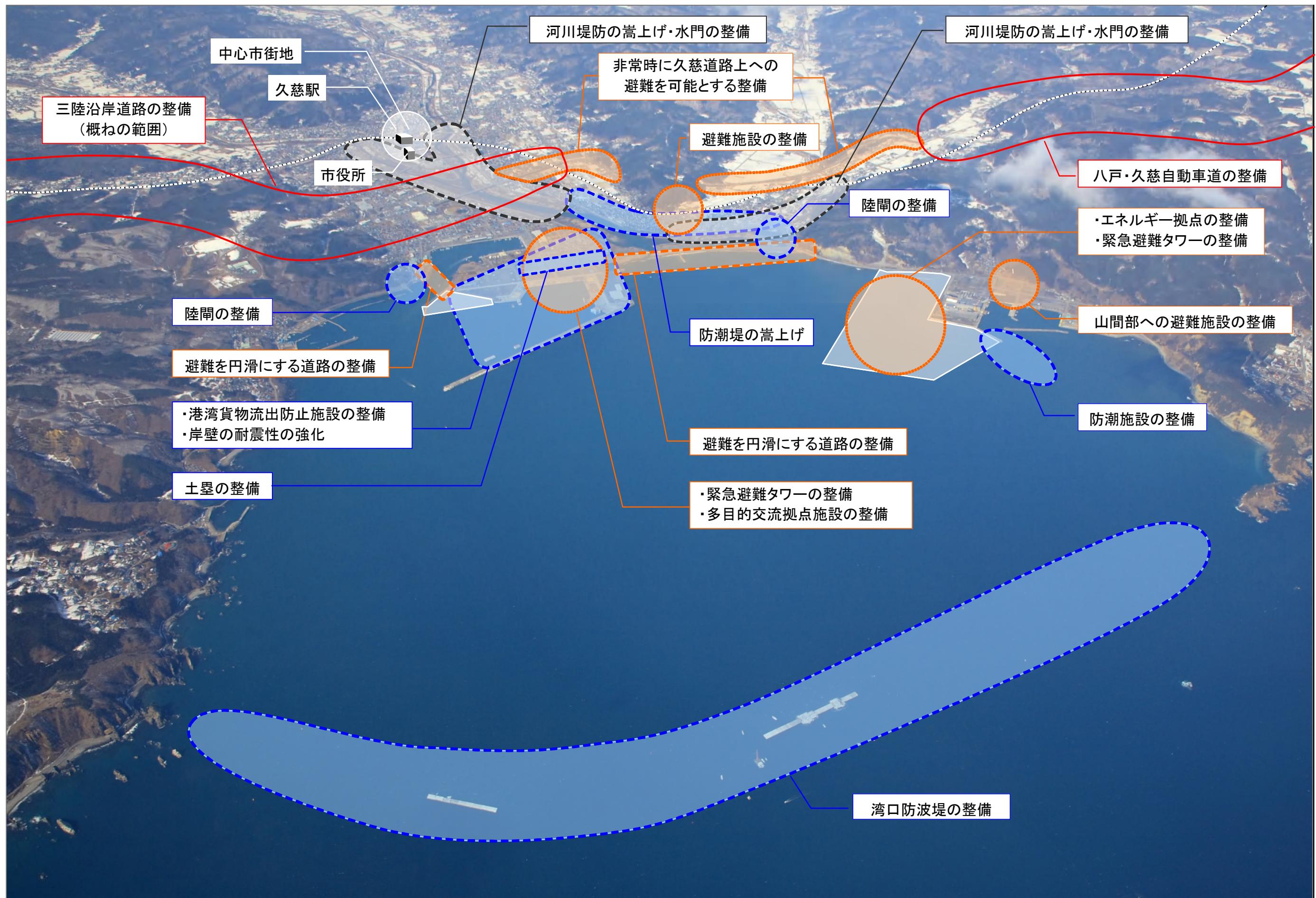


出典：「次世代エネルギー・システムに係る国際標準化に向けて」
次世代エネルギー・システムに係る国際標準化に関する研究会を加工

¹³ Liquefied Natural Gas の略。液化天然ガスのこと。

¹⁴ メタンが水分子の籠型のマクロ分子構造内に取り込まれてできた氷状の固体物質。石油・天然ガスに代わる次世代資源として期待されている。

久慈港周辺における防災関連施設等の将来像



(ダミーのページ)

附属資料

被災・対応状況等

平成 23 年 7 月 21 日 17 時 00 分現在

1 地震の震源、規模等（気象庁発表）

- (1) 日時 平成 23 年 3 月 11 日（金） 14 時 46 分頃
- (2) 震源地 三陸沖（牡鹿半島の東南東 130km 付近）
- (3) 震源の深さ 約 24.0km
- (4) 地震の規模（マグニチュード） 9.0
- (5) 震度 川崎町・長内町 5 弱

2 津波の概況

- (1) 津波の高さ〔久慈港〕 8.6m （気象庁発表）
- (2) 邶上高 〔久喜漁港〕 27m 程度（久慈市調査）
- (3) 浸水面積 〔沿岸部〕 約 2.78km²（久慈市調査）

3 気象情報

- 3月 11 日（金） 14 時 49 分 岩手県〔発表〕 大津波警報
- 3月 12 日（土） 20 時 20 分 岩手県〔切替〕 津波警報
- 3月 13 日（日） 7 時 30 分 岩手県〔切替〕 津波注意報
17 時 58 分 岩手県〔解除〕 津波注意報

4 本部員会議等の状況

- (1) 久慈市災害対策本部
平成 23 年 3 月 11 日 第 1 回本部員会議開催（延べ 160 回開催）
- (2) 久慈市東日本大震災復旧復興本部
平成 23 年 3 月 31 日 第 1 回本部会議開催（延べ 91 回開催）

5 被害状況

(1) 人的被害

死者	4人(1人)
行方不明者	2人
重傷者	2人
軽傷者	8人

※（ ）は久慈市外で被災した者の内数である。

(2) 住家被害・非住家被害

	住家	非住家
全壊	65棟	281棟
大規模半壊	32棟	57棟
半壊	177棟	225棟
一部損壊	217棟	82棟
計	491棟	645棟

(3) 被害額

区分	数量	被害額(千円)	主な被害等
住家・非住家被害	1136棟	4,003,214	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
社会福祉施設被害	3施設	610	デイサービスセンター器具破損等 保育園外壁一部破損
医療衛生施設被害	上水道	14箇所	配水管破損、送水管破損、川井簡易水道水源水質汚濁(急速ろ過機設置)等
	衛生施設	2棟	し尿処理施設取水ポンプ配線破損、資機材置場建屋破損等
小計		102,000	
消防施設被害	1式	74,300	資機材倉庫全壊、防災行政無線屋外拡声子局倒壊、看板全損、屯所全壊等
観光施設被害	8箇所	898,978	地下水族科学館・小袖海女センター全壊、さわやかトイレ全壊・半壊等
商工関係被害	商業関係	57社	建物全壊・半壊・一部損壊等 備品・商品全損等
	工業関係	49社	建物全壊・半壊・一部損壊等、機械設備全損等
	小計	13,495,722	

区分		数量	被害額(千円)	主な被害等
農業 関係 被害	施設等	2棟	107,445	産地形成促進施設全壊 交流促進センター損壊
	農作物等	4箇所	3,323	菌床しいたけ被害等
	家畜等	1式	42,203	停電及び集乳施設休業のため生乳 廃棄(216t)、鶏死亡(45,357羽)
	農地農業用 施設	60a	2,500	田・畠土砂堆積
	小計		155,471	
林業 関係 被害	民間施設	4箇所	413,000	林業施設全壊・一部損壊等
水産 関係 被害	公共施設	8箇所	680,003	市営魚市場(第1・第2卸売場)、 公害防止施設機能全壊等
	民間施設	217箇所	3,208,063	久慈市漁協食品加工場・冷凍工場 機能全壊、捲き揚げ機・小屋流失等
	漁船	575隻	1,617,300	漁船流失、一部損傷
	漁具・漁網	1式	3,112,114	定置網流失・全損(23式)、磯建網 (28式)流出、漁具流失(500人分)
	養殖施設	344台	32,899	養殖施設流失(コンブ295台、ワ カメ45台、ホタテ等4式)
	水産物	1式	292,440	冷凍品等冠水被害
	小計		8,942,819	
漁港施設等被害		13箇所	1,064,500	汚水処理場損壊、臨港道路破損、 消波ブロック飛散等
土木 施設 関係 等 被害	道路	58路線	246,500	瓦礫等堆積、舗装損傷、防護柵破 損等
	橋梁	1橋	3,500	横木等破損
	公園	3箇所	58,390	久慈川河川公園テニスコート、遊 具、トイレ、流木処分等
	市営住宅	3戸	214	みとと団地半壊(1戸)、侍浜団地 一部損壊(2戸)
	下水道	3箇所	200,000	公共下水道汚水処理場機械・電気 設備機能停止、雨水排水路防護柵 破損等
	小計		508,604	
学校被害		6校	603	小中学校一部破損等
社会教育・ 文化施設・ 体育施設被害		2箇所	20,618	市営野球場浸水、土砂・瓦礫流入、 バックネット全壊等、施設給水管 破損
通信関係被害		7箇所	26,260	夢ネット設備及び光ケーブル断線 等
合計			29,706,699	



出典：岩手県河川課資料をもとに作成

6 対応状況

(1) インフラ及びライフラインの状況

ア 国道、県道及び市道の通行止め

- ・国道 45 号（長内～夏井）⇒通行可
- ・国道 395 号（新井田～夏井）⇒通行可
- ・一般県道野田長内線（大尻～小袖）⇒通行可
- ・市道新街橋通り線（新街橋）⇒3月 11 日～当分の間通行止め（歩行者のみ通行可）

イ 電気

久慈市内全域停電 ⇒ 復旧

ウ 電話

久慈市内一部不通 ⇒ 復旧

エ 上水道

久慈市内全域断水（一部を除く）⇒ 復旧（一部被災地を除く）

オ 下水道

久慈市浄化センター浸水のため機能停止 ⇒ 仮復旧

久喜地区漁業集落排水処理場損壊のため機能停止 ⇒ 仮復旧

(2) 避難所の設置状況

ア 避難所数及び避難者数（最大値）

開設避難所数 38箇所、避難者数 2,916人

イ 避難所における避難状況の推移

日時	避難施設数	避難者数
3月 11日(金) 19:00	26 施設	2,916 人
12日(土) 20:00	26 施設	1,240 人
13日(日) 20:00	11 施設	423 人
14日(月) 18:00	6 施設	195 人
15日(火) 18:00	4 施設	113 人
16日(水) 18:00	4 施設	73 人
17日(木) 18:00	4 施設	63 人
18日(金) 18:00	4 施設	50 人
19日(土) 18:00	4 施設	60 人

日時	避難施設数	避難者数
20日(日) 18:00	4施設	45人
21日(月) 18:00	3施設	39人
22日(火) 18:00	3施設	35人
23日(水) 18:00	3施設	30人
24日(木) 18:00	3施設	24人
25日(金) 18:00	3施設	22人
26日(土) 18:00	3施設	15人
27日(日) 18:00	2施設	8人
28日(月) 18:00	閉鎖	0人

年月日	経 過
平成 23 年 5月 2 日	久慈市東日本大震災復旧復興本部会議において久慈市復興ビジョンについて協議 久慈市復興ビジョン策定
5月 2 日～6月 1 日	久慈市復興計画策定に係る基礎調査、各課ヒアリング (主要事業調書、事業計画書)
5月 10 日～5月 16 日	被災地域の居住意向に関するアンケート 対象 336 世帯に対し 309 世帯から回答 (回収率 92.0%)
5月 17 日	市議会議員全員協議会において久慈市復興ビジョンの説明
6月 2 日～6月 19 日	久慈市復興計画第 1 次原案の作成
6月 20 日	久慈市東日本大震災復旧復興本部会議において久慈市復興計画第 1 次原案について協議
6月 21 日～6月 29 日	久慈市復興計画第 2 次原案の作成
6月 30 日	久慈市東日本大震災復旧復興本部会議において久慈市復興計画第 2 次原案について協議
7月 4 日～7月 15 日	久慈市復興計画案についての意見募集 (パブリックコメント) の実施
7月 6 日	久慈市復興計画策定に係る意見交換会 (夏井町大崎地区)
7月 9 日	久慈市復興計画策定に係る意見交換会 (全地区)
7月 11 日	久慈市復興計画策定に係る意見交換会 (各種団体等、長内町元木沢・玉の脇地区)
7月 14 日	久慈市復興計画策定に係る意見交換会 (宇部町久喜地区)
7月 15 日	久慈市復興計画策定に係る意見交換会 (久慈湊地区)
7月 19 日	久慈市東日本大震災復旧復興本部会議において久慈市復興計画最終案について協議
7月 20 日	今後の集落のあり方についての意見交換会(玉の脇地区、以後、他地区は必要に応じて開催)
7月 22 日	市議会議員全員協議会において久慈市復興計画案を協議 久慈市復興計画策定

8 東日本大震災復旧復興本部規程

平成 23 年 3 月 30 日

訓令第 4 号

市長部局

議会事務局

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市長の権限に属する水道事業所

(設置)

第1条 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧及び復興を適切かつ迅速に推進するため、久慈市東日本大震災復旧復興本部（以下「復旧復興本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 復旧復興本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東日本大震災に係る復旧復興計画の推進に関すること。
- (2) 東日本大震災に係る復旧及び復興（以下「復旧復興」という。）に係る施策の確実な実施と総合調整に関すること。
- (3) その他復旧復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 復旧復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、復旧復興本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員又は外部の関係機関の

者に会議への出席を要請することができる。

(庶務)

第6条 復旧復興本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(廃止)

第7条 本部長は、復旧復興本部の設置の目的が達成されたと認めるときは、復旧復興本部を廃止するものとする。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、復旧復興本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行し、改正後の東日本大震災復旧復興本部規程の規定は、平成23年3月30日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	職名	職務
本部長	市長	復旧復興本部の統括
副本部長	外館副市長 末崎副市長	本部長の補佐及び本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときの職務の代理
本部員	総務部長	所管ごとの関連事項の実施責任者
	総合政策部長	
	総合政策部付部長	
	市民生活部長	
	健康福祉部長	
	農林水産部長	
	産業振興部長	
	建設部長	
	山形総合支所長	
	会計管理者	
	水道事業所長	
	教育長	

備考 本部長が不在の時に副本部長が代理する順序は、市長の職務の代理に関する

規則（平成18年久慈市規則第7号）に準ずる。

9 住民意向把握の地区別集計結果

P8 以降で整理した住民の意向把握結果について、図-1～図-9までの設問について、地区別に集計した結果は以下のとおりです。ただし、母数が少ない大尻地区および小袖地区については地区別集計から除いています。

(1) 調査対象地区別の年代

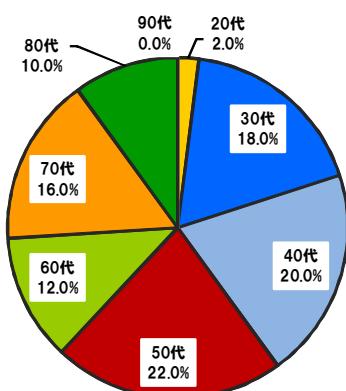


図 1-1: 夏井町大崎

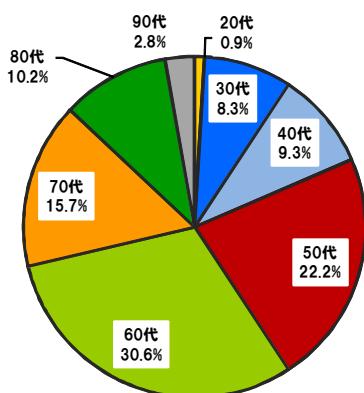


図 1-2: 久慈湊

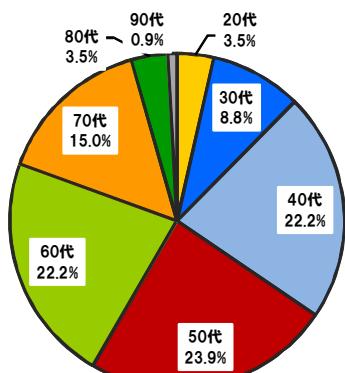


図 1-3: 元木沢

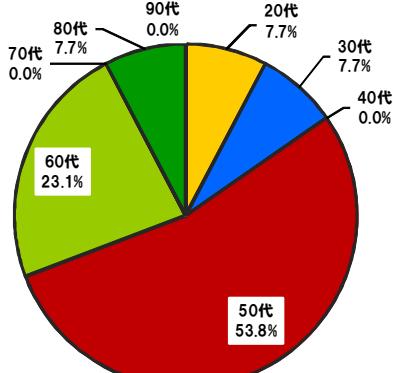


図 1-4: 玉の脇

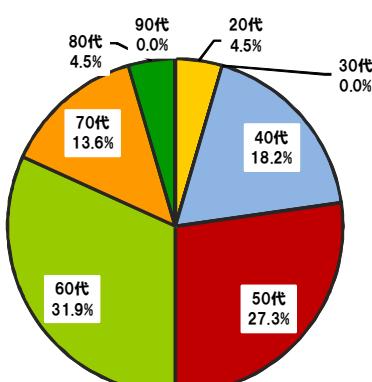


図 1-5: 久喜

(2) 調査対象地区別の居住年数

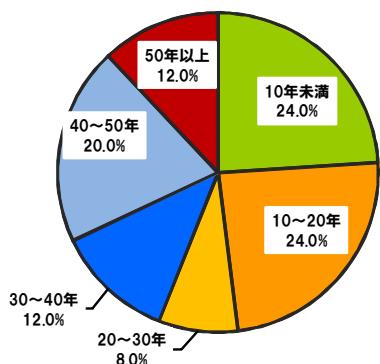


図 2-1: 夏井町大崎

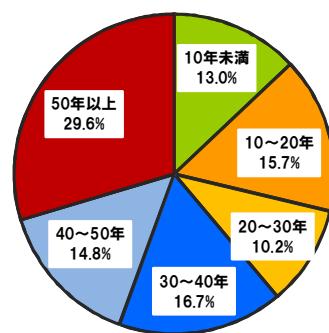


図 2-2: 久慈湊

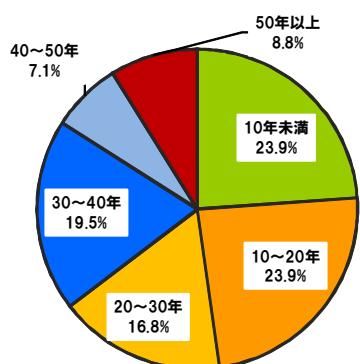


図 2-3: 元木沢

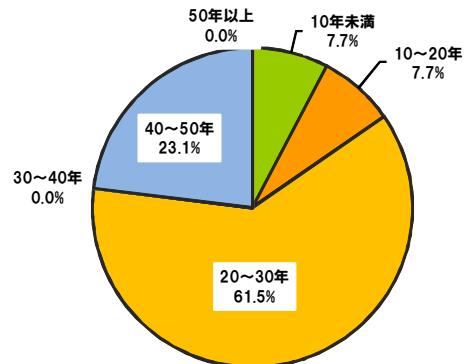


図 2-4: 玉の脇

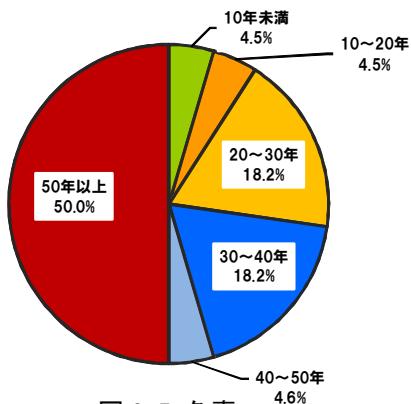


図 2-5: 久喜

(3) 調査対象地区別の世帯主の職業

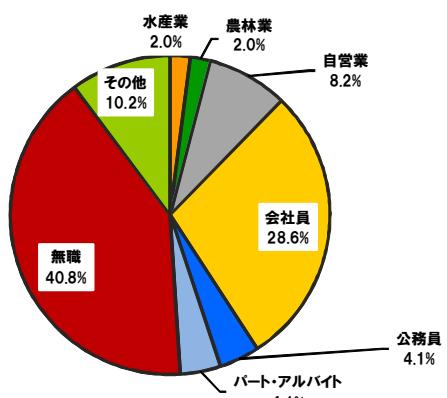


図 3-1: 夏井町大崎

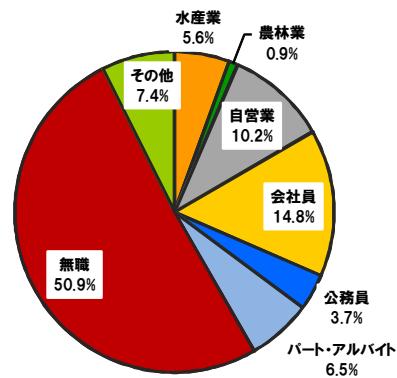


図 3-2: 久慈湊

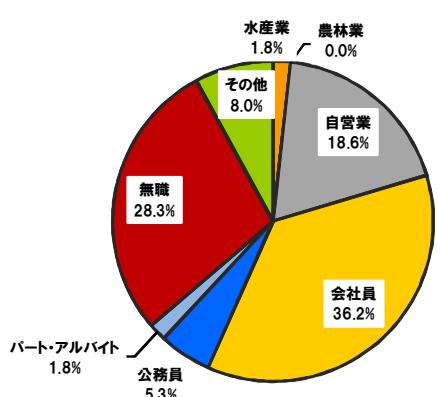


図 3-3: 元木沢

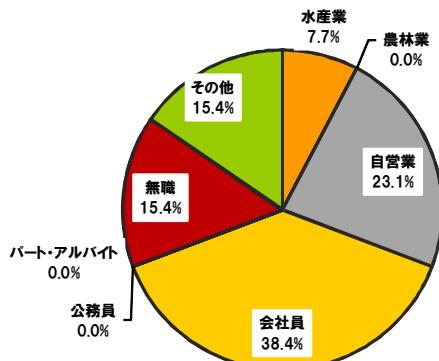


図 3-4: 玉の脇

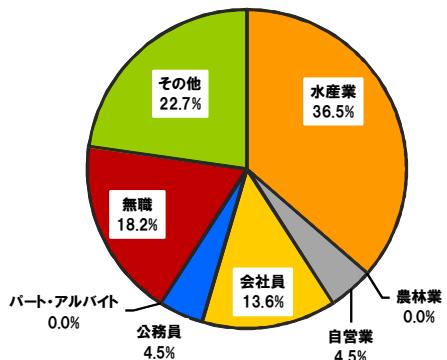


図 3-5: 久喜

(4) 調査対象地区別の家の形態

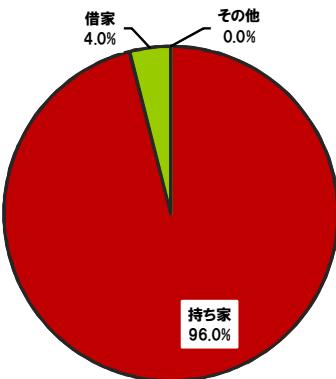


図 4-1: 夏井町大崎

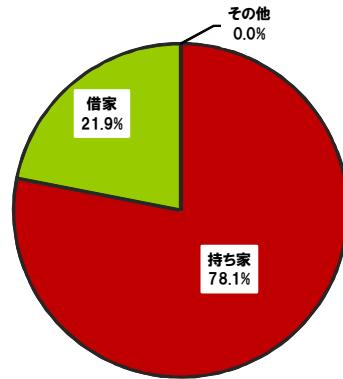


図 4-2: 久慈湊

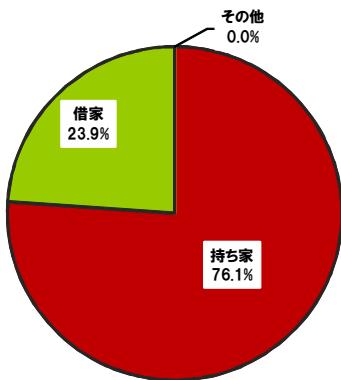


図 4-3: 元木沢

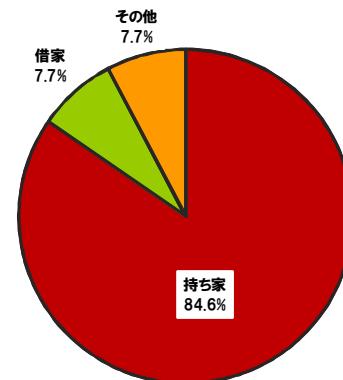


図 4-4: 玉の脇

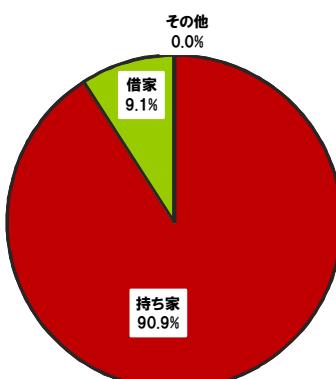


図 4-5: 久喜

(5) 調査対象地区別の被害状況

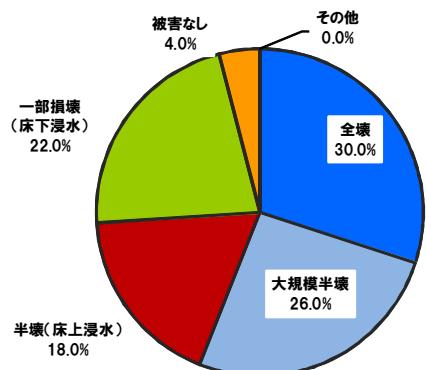


図 5-1: 夏井町大崎

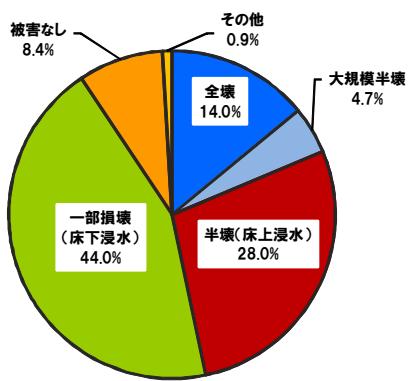


図 5-2: 久慈湊

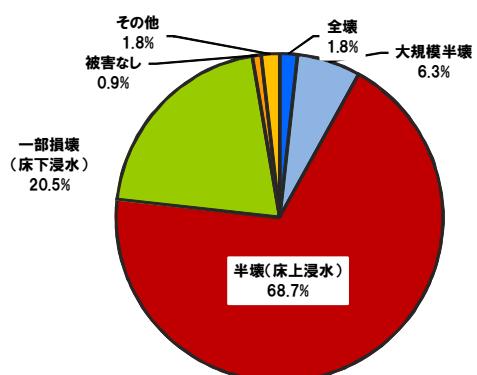


図 5-3: 元木沢

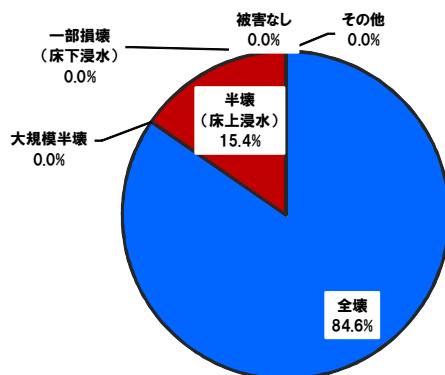


図 5-4: 玉の脇

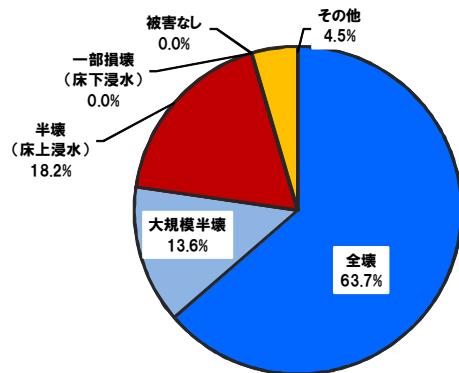


図 5-5: 久喜

(6) 調査対象地区別：将来の津波の危険性に対して何を希望するかについて

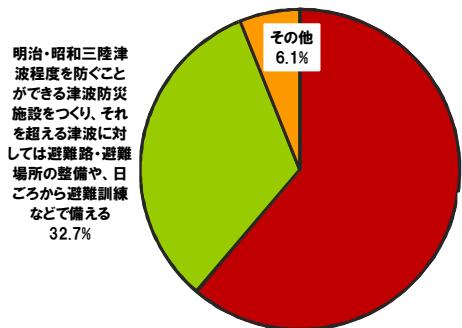


図 6-1: 夏井町大崎

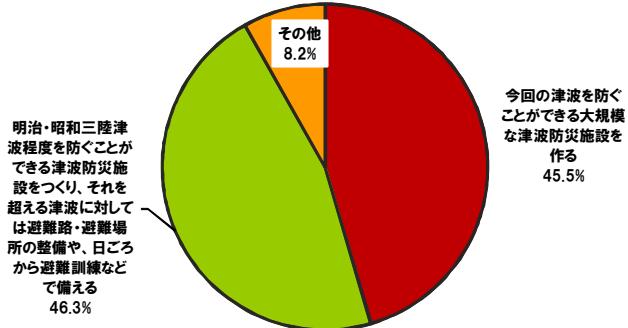


図 6-2: 久慈湊

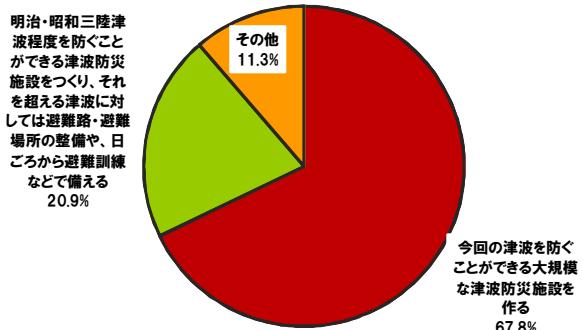


図 6-3: 元木沢

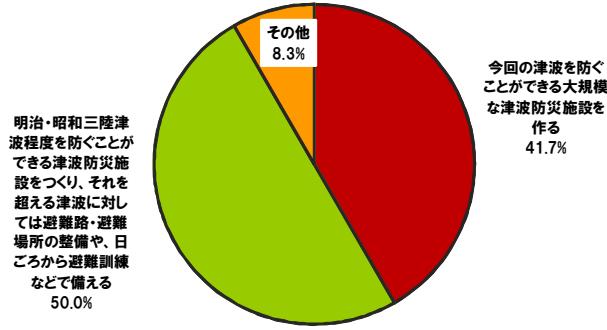


図 6-4: 玉の脇

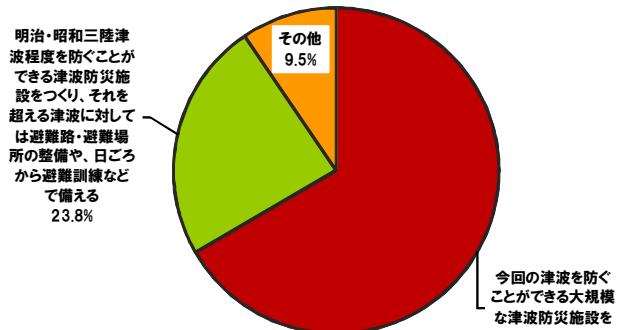


図 6-5: 久喜

(7) 調査対象地区別：大きな地震の揺れを感じたらすぐ避難するかについて

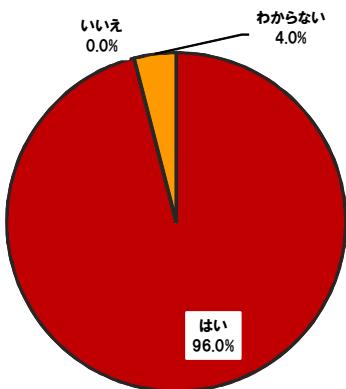


図 7-1: 夏井町大崎

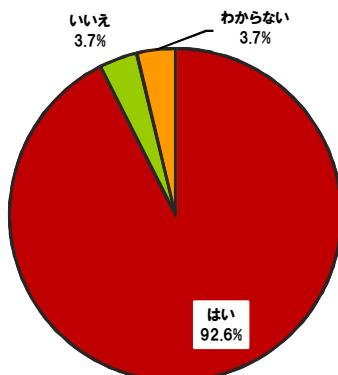


図 7-2: 久慈湊

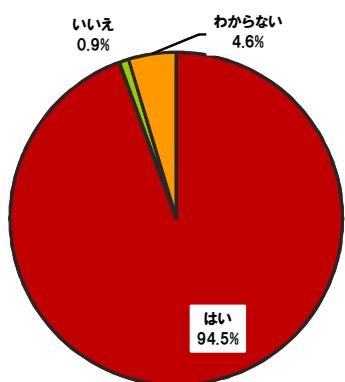


図 7-3: 元木沢

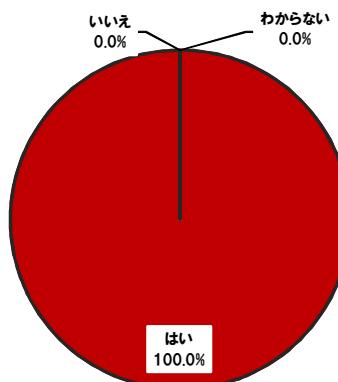


図 7-4: 玉の脇

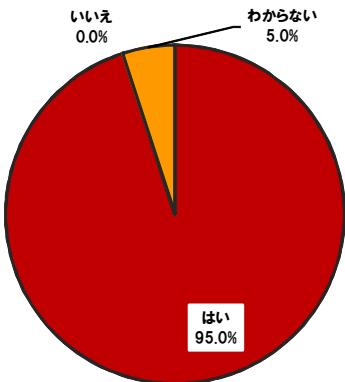


図 7-5: 久喜

(8) 調査対象地区別：高台へ移転するための最も重要な条件

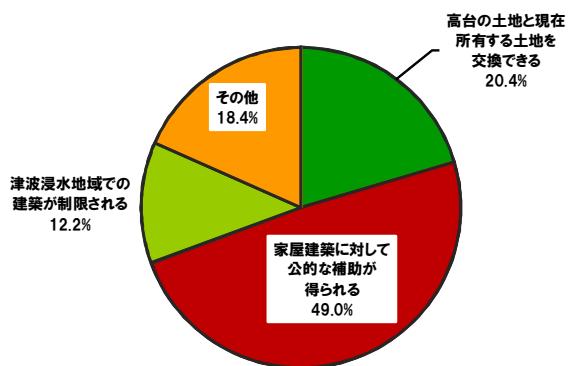


図 8-1: 夏井町大崎

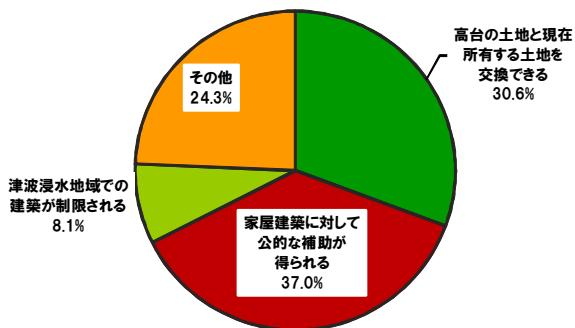


図 8-2: 久慈湊

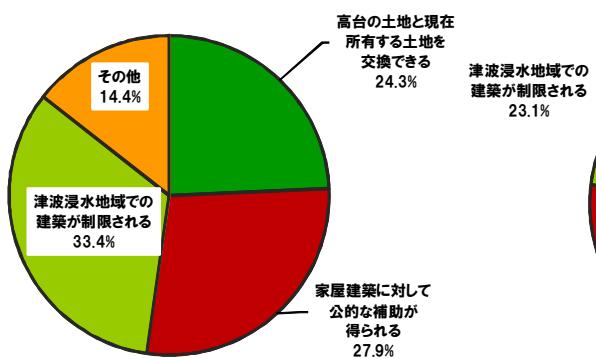


図 8-3: 元木沢

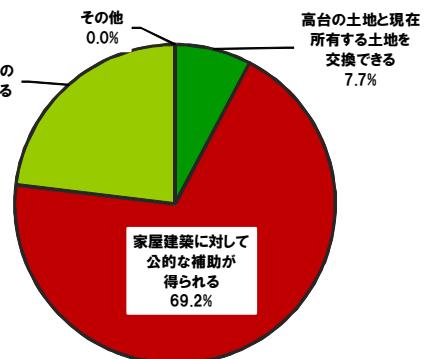


図 8-4: 玉の脇

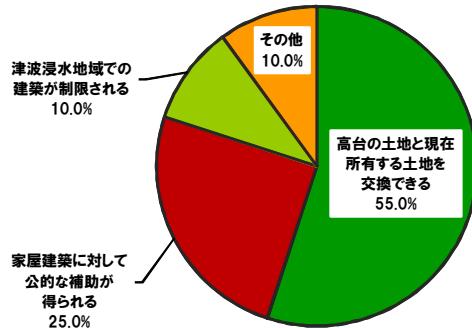


図 8-5: 久喜

(9) 調査対象地区別：新しい地域での近所づきあい（コミュニティ）について

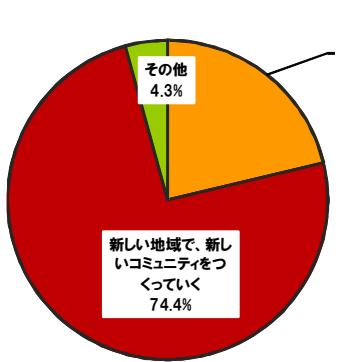


図 9-1: 夏井町大崎

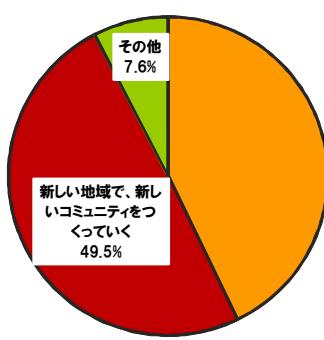


図 9-2: 久慈湊

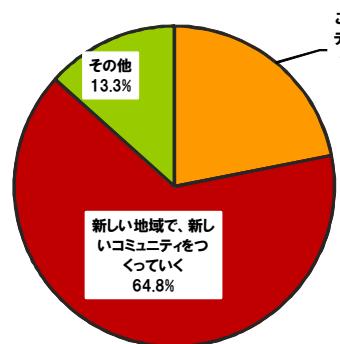


図 9-3: 元木沢

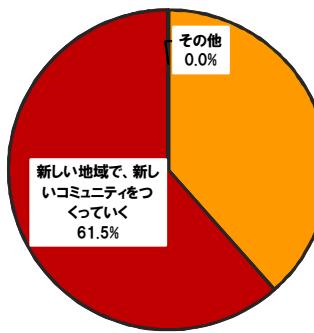


図 9-4: 玉の脇

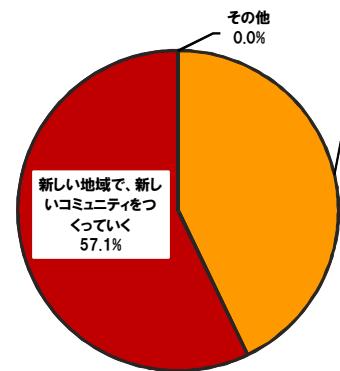


図 9-5: 久喜